元気！長生き！ 太陽生命

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

しおり約款閲覧コード
0013250501

保険組曲 Best MY WAY

無選択移行
ご契約のしおり・約款

2025年5月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」を、
「本社」とあるのは「太陽生命本社」をさします。
◆「保険組曲BestMYWAY」を構成する普通保険約款の正式名称には「無配当」、「(無解約払戻金型)」、および「(001)」の数字等がついていますが、当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。
後日当社で委託した専門の業務士((株)審調社)等がご自宅等にお伺いし、ご契約の告知内容等について、確認する場合がございます。
なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、申込手続画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」の受取等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認することもあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人(親権者・後見人)に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。
健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、ご意見・ご質問等がございましたら、太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの２つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約　　款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について知りたい

主な保険用語のご説明

1 ページ

保険の特長やしくみを知りたい

特長としくみ

7 ページ

保険金等の請求について知りたい

保険金・給付金などの請求

9 ページ

どういう場合に保険金等が支払われるか知りたい

保険金・給付金などのお支払い

14 ページ

保険料の払込免除について知りたい

保険料の払込免除

34 ページ

保険金等が支払われない場合について知りたい

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

36 ページ

保障がいつから開始するか知りたい

責任開始期について

47 ページ

申込を撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

49 ページ

保険料の払込方法について知りたい

保険料の払込方法について

60 ページ

保険料の払込猶予期間と失効について知りたい

払込猶予期間とご契約の
効力について

61 ページ

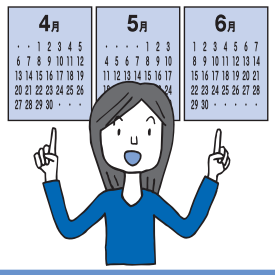

効力を失った保険をもとに戻したい

効力を失ったご契約の
復活について

61 ページ

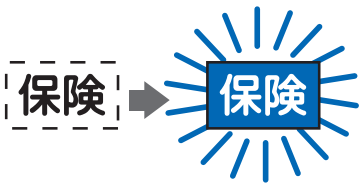

保険料の負担を減らしたい

払込が困難なときの
継続方法について

62 ページ

契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

64 ページ

保障内容を途中で見直したい

ご契約後の保障見直しについて

66 ページ

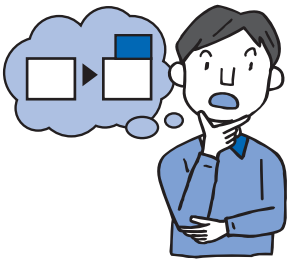

保険金等にかかる税金について知りたい

保険金・給付金などの
税法上の取扱

68 ページ

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明…… 1

はじめに
【1】この冊子をお読みいただくに際して …… 5
【2】ご契約継続のお申込み方法について …… 5

特長としくみ
【1】「保険組曲BestMYWAY」の特長としくみ …… 7
【2】契約割引制度…… 7

保険金・給付金などの請求
【1】保険金・給付金などの請求方法 …… 9
【2】指定代理請求特約について …… 12

保険金・給付金などのお支払い
【1】共通事項…… 14
【2】主契約の保障内容…… 15
【3】特約の内容…… 27
【4】保険期間・更新・終身変更など …… 29
【5】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について …… 31

保険料の払込免除
【1】共通事項…… 34

保険金・給付金などをお支払いできない場合など
【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合…… 36
【2】お支払いできない場合などの事例 …… 39

お申込みに際して
【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」 …… 47
【2】当社の生命保険募集人の権限…… 47
【3】責任開始期について …… 47
【4】保険証券について …… 48
【5】申込の手続…… 48
【6】契約確認…… 48
【7】保険料払込時のご注意…… 48
【8】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除） …… 49
【9】個人情報の取扱について …… 50
【10】本人特定事項等の確認について …… 52
【11】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 52

【12】当社の組織形態および株式会社の運営について …… 57
【13】「生命保険契約者保護機構」について …… 58

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について …… 60
【2】払込猶予期間とご契約の効力について …… 61
【3】効力を失ったご契約の復活について …… 61
【4】払込が困難なときの継続方法について …… 62
【5】契約者配当金について …… 62
【6】受取人・住所などの変更や証券紛失 …… 63
【7】ご解約と解約払戻金について …… 64
【8】受取人によるご契約の継続について …… 65
【9】ご契約後の保障見直しについて …… 66

税金について

【1】生命保険料控除について …… 67
【2】各主契約に適用される生命保険料控除 …… 68
【3】保険金・給付金などの税法上の取扱 …… 68

免責事由一覧

【1】保険金・給付金等を支払わない場合 …… 70
【2】保険料の払込を免除しない場合 …… 71

約款

取扱総則規定約款

第1節　用語の定義 …… 73
第2節　会社の責任開始期 …… 73
第3節　保険料の払込 …… 74
第4節　保険契約の解除等 …… 76
第5節　保険契約内容の変更 …… 78
第6節　保険契約の更新 …… 78
第7節　保険期間が終身の保険契約への変更 …… 79
第8節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付 …… 80
第9節　契約者配当金 …… 81
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人 …… 81
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続 …… 82
第12節　その他 …… 83

無配当定期保険（００１）普通保険約款

第1編　普通規定 …… 86

もくじ

第2編　共通規定 …… 89
第3編　特別規定 …… 90

無配当特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕(無解約払戻金型)(００２)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 92
第2編　共通規定 …… 95
第3編　特別規定 …… 96

無配当生活介護保険〔Ⅰ型〕(無解約払戻金型)(００２)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 99
第2編　共通規定 …… 102
第3編　特別規定 …… 103

無配当介護保険(００１)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 105
第2編　共通規定 …… 110
第3編　特別規定 …… 110

無配当入院保険(無解約払戻金型)(００３)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 113
第2編　共通規定 …… 118
第3編　特別規定 …… 119

無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(００３)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 122
第2編　共通規定 …… 126
第3編　特別規定 …… 127

無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(００３)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 130
第2編　共通規定 …… 134
第3編　特別規定 …… 134

無配当手術保障保険(無解約払戻金型)(００２)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 136
第2編　共通規定 …… 142
第3編　特別規定 …… 143

保険組立特約…… 147
リビング・ニーズ特約…… 150
指定代理請求特約…… 159
保険料口座振替扱特約…… 162

集団月払特別取扱特約……166
団体月払特別取扱特約……169

別表……173

請求書類……187

別表

1.不慮の事故 ……174
2.高度障害状態 ……174
3.身体障害状態 ……175
4.感染症 ……176
5.病院または診療所および入院 ……176
12.悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等 ……178
13.会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態 181
14.公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上 ……183
16.身体部位一覧表 ……184
17.異常分娩 ……185
19.公的医療保険制度 ……186
20.診療報酬点数表 ……186
21.先進医療 ……186
22.造血幹細胞移植術 ……186
23.造血幹細胞の採取手術 ……186
24.薬物依存 ……186
51.睡眠時無呼吸 ……186

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類 ……188
② その他の請求に必要な書類 ……190

主な保険用語のご説明

あ行	
移行 （いこう）	２年を超えて企業保険に加入していた方が、企業保険を脱退し、告知を行うことなく個人保険に加入することをいいます。
受取人 （うけとりにん）	保険金・給付金等を受け取る人をいいます。 例：入院給付金の受取人は被保険者 死亡保険金の受取人はご契約者がお申込み手続き画面または申込書で指定した方

か行	
解除 （かいじょ）	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 （かいやく）	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	解約した場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
基準応当日 （きじゅんおうとうび）	契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。
給付金 （きゅうふきん）	被保険者が、病気やケガにより入院したとき、または身体に障害が生じたとき、などに当社から支払われるお金のことをいいます。 例：入院給付金
契約応当日 （けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約基準日 （けいやくきじゅんび）	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
契約年齢 （けいやくねんれい）	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24 歳７ヵ月の被保険者の契約年齢は 24 歳となります。
契約日 （けいやくび）	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、指定契約を追加する場合、追加指定契約の契約日は、責任開始日と異なることがあります。
更新 （こうしん）	保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく、保障を継続することをいいます。更新を希望される場合、保険期間満了日の２週間前までに申し出ていただきます（保険料の払込が免除されている場合は取扱が異なります）。更新時の保険料は更新日現在の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。保障を同一とした場合、一般的に保険料は更新前に比べて高くなります。
高度障害状態 （こうどしょうがいじょうたい）	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた、高度障害保険金等の支払対象や保険料の払込免除の対象となる状態のことです。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

か行	
告知義務 (こくちぎむ) と **告知義務違反** (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをするときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告していなかったり、故意に事実を曲げて報告した場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行	
失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金があるときは、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
指定契約 (していけいやく)	保険組立特約が付加され、指定された保険契約のことをいいます。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 (しはらいじゆう)	保険金・給付金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、入院
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込む保険料の中から会社が積み立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 (そうそくきてい・そうそくべっぴょう)	取扱総則規定約款のことで、各保険における共通の取扱いについて規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 （はらいこみきげつ）	毎回の保険料を払込いただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 （ひほけんしゃ）	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 （ふっかつ）	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料の払込や告知・診査等が必要になります。
分割払 （ぶんかつばらい）	保険料の払込方法が月払（一時払の場合以外）の場合をいいます。
保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。
保険金 （ほけんきん）	被保険者の死亡・高度障害などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。
保険契約者 （ほけんけいやくしゃ）	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料の払込の義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 （ほけんしょうけん）	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 （ほけんねんど）	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の１年間を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度・・・といいます。
保険料 （ほけんりょう）	ご契約者から当社へ払込いただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 （ほけんりょうはらいこみきかん）	ご契約者から保険料を払込いただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 （ほけんりょうはらいこみほうほう）	ご契約者から保険料を払込いただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の２通りがあります。払込方法（回数）には、月払・一時払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱などがあります。通常この２通りを組み合わせて、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 （ほけんりょうはらいこみゆうよきかん）	払込期月内に保険料の払込がない場合でも、当社の定める期間内に払込いただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までです。

ま行	
免責事由 （めんせきじゆう）	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として保険金・給付金などをお支払いしない事由または保険料の払込を免除しない事由をいいます。 例：ご契約後２年以内の自殺

や行	
約款 （やっかん）	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 （よていりりつ）	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

はじめに

【1】この冊子をお読みいただくに際して

●この冊子（企業保険からの移行　ご契約のしおり・約款）は、ぜひ知っていただきたい事項を説明・記載しています。
よくお読みいただき、ご契約ついて、十分ご理解いただきますようお願いします。
●この冊子は、企業保険から個人保険に移行された指定契約・特約について記載しています。

【2】ご契約継続のお申込み方法について

1．継続方法

●ご契約の継続については、以下のとおりになります。

継続方法	内容
移行	企業保険に２年を超えて継続して加入していた方が企業保険から脱退することとなった場合、脱退日から１ヵ月以内にお申込みいただくことで、当社所定の条件のもとで、無告知・無診査で個人保険にご加入いただける制度です。移行にあたっては原則、契約者・被保険者を同一人としてご契約のお申込みをいただきます。

2．留意事項

●個人保険への移行を取り扱う商品はつぎのとおりです。

	移行前 （企業保険）	移行後 （個人保険）
死亡系商品	団体定期保険 団体定期保険　こども特約('93)	無配当定期保険(001)
	新団体定期保険 新団体定期保険　こども特約	
	総合福祉団体定期保険	

	移行前 （企業保険）	移行後 （個人保険）
医療系商品等	医療保障保険（団体型）（医療保障保険（団体型）用家族特約('95）を含む）	無配当入院保険(無解約払戻金型)(003)
	団体入院一時金保険 家族入院一時金特約を含む	無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
	災害入院一時金特約 家族災害入院一時金特約を含む	無配当災害入院一時金保険(無解約払戻金型)(003)
	手術特約 家族手術特約を含む	無配当手術保障保険(無解約払戻金型)(002)
	団体生活介護保険 団体生活介護保険「生活介護保険特約（親型）」および「就業不能収入保障特約」を含む	無配当生活介護保険〔Ⅰ型〕(無解約払戻金型)(002)
	団体生活介護保険３大疾病保障特約	無配当特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕(無解約払戻金型)(002)【本則】
	団体定期保険介護保障特約	無配当介護保険(001)〔Ⅰ型〕

特長としくみ

【1】「保険組曲ＢｅｓｔMYWAY」の特長としくみ

ライフプランにあわせて、複数の保険を自由に組み立てられる、オーダーメイドの保険です。

1．販売名称

●**「保険組曲Ｂｅｓｔ」**は、「保険組立特約」を付加した定期保険・入院保険などの単体の保険（以下「指定契約」といいます）を、組み合わせた総合型生命保険の総称です。

●２０２４年１２月２日以降の契約より**「保険組曲ＢｅｓｔMYWAY」**と呼称していますが、各種帳票等においては**「保険組曲ＢｅｓｔMYWAY」**を含め、シリーズの総称として**「保険組曲Ｂｅｓｔ」**と記載している場合があります。

●組み合わせ可能な主契約・特約は、つぎのとおりです（ただし、これまで加入されていた企業保険の種類によって、組み合わせできない場合もあります）。

主契約		特約
○定期保険 ○介護保険〔Ⅰ型〕 ○生活介護保険〔Ⅰ型〕 ○特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕【本則】	○入院保険 ○入院一時金保険 ○災害入院一時金保険 ○手術保障保険	○保険組立特約 ○リビング・ニーズ特約 ○指定代理請求特約 ○保険料口座振替扱特約

2．特長

●死亡・入院・介護・３大疾病などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます（ただし、対応する企業保険に加入されていない場合は選択できません）。

●保険金額（企業保険に加入されていた保険金額以下の当社の定める範囲内で引き受けいたします）・保険期間・保険料払込期間などを、ご希望にあわせて自由に選択いただけます。

ご注意

当社の定める範囲内での取扱となります。
例えば、死亡保険金額には年齢による制限等があります。

【2】契約割引制度

●割引とは「基準となる保険料」（保険料月払の保険契約の場合の、口座振替扱保険料率により計算した割引制度適用前の指定契約の月払保険料）よりも廉価となる場合をいいます。

●「基準となる保険料」の合計額に応じて保険料割引制度が適用され、保険料の割引があります。

！ご注意

●ご契約内容の変更（給付金額等の減額など）または指定契約の消滅（解約・保険金等のお支払いなど）などにより、「基準となる保険料」の合計額が減少した場合、割引額が減少したり、割引がなくなることがあります。

保険金・給付金などの請求

【1】保険金・給付金などの請求方法

1．ご請求手続きの流れ

●被保険者が亡くなったり、入院・手術などをした場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
●保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●請求のイメージ

お客様	太陽生命
① 請求のご連絡 当社担当職員または当社お客様サービスセンター(裏表紙を参照)にご連絡ください。 	
	② 請求のご案内 請求にあたっての詳しいご案内と、請求に必要な書類をお届けします。 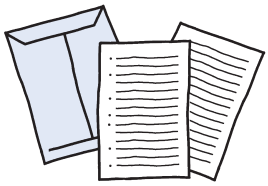
③ 書類の準備・提出 ・請求書類に必要事項をご記入ください。 ・医療機関(病院等)に診断書等の発行をご依頼ください(ご自身の記入で代用できるものもあります)。 ・ご案内した書類をご準備ください。 すべて準備できましたらご提出ください。	
	④ 書類の点検・給付金のお支払い 提出いただいた書類の内容を点検し、ご契約内容にしたがって、保険金・給付金などを指定の口座へ送金します。
⑤ 支払内容のご確認 支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。	

●当社ホームページにおいても、入院給付金や手術給付金などの手続が可能です。
なお、手続には該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
※上記の取扱は当しおり作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

お願い

●保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

2．請求書類について

●請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。**これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。**

3．お支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合

●当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料の払込の免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込の免除ができない場合があります。

※詳しくは、「保険金･給付金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照　36 ページ
保険金・給付金などをお支払いできない場合など

4．お支払いなどのご確認について

●保険金・給付金などのお支払い・保険料の払込免除のご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため､ご契約者･被保険者･受取人･指定代理請求人などに電話または訪問をすることがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し､症状などについて照会･確認をすることがあります。

5．保険金・給付金などのお支払時期について

●保険金・給付金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して５営業日（＊2）以内にお支払いします。

（＊1）請求書類が当社に到着した日とは､完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは､つぎの日を除く日のことをいいます｡(当しおり作成月現在)

･土曜日･日曜日

･「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

･12月30日から翌年１月４日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金・給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して保険金・給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

保険金・給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)保険金・給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を保険金・給付金などの請求者に対してご連絡します。
※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は保険金・給付金などのお支払いはいたしません。
※保険料の払込免除の請求についても、上記と同様の取扱となります。
※詳しくは、約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

●保険金・給付金などのお支払い・保険料の払込免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命　お客様サービスセンター
電話番号：**０１２０－９７－２１１１**（通話無料）
営業時間：月曜～金曜９時～18時　土曜９時～17時
（日曜・祝日・年末年始（12月30日～翌年１月４日）は除きます）

6．保険金・給付金などの請求に関して訴訟となった場合

●保険金・給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
※保険料の払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

参照　84 ページ
取扱総則規定約款第34 条

！ご注意

●時効について
保険金・給付金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照　84 ページ
取扱総則規定約款第33 条

参照　159 ページ
指定代理請求特約

【２】指定代理請求特約について

●この特約を付加した場合、被保険者が保険金・給付金などを請求できないつぎのような特別な事情（＊）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金・給付金などを請求できます。**

（＊）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難であること
・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）　など

代理請求の対象	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る保険金・給付金など ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料の払込免除	保険金・給付金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する１名の方 （1）被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族 （2）被保険者と同居または生計を一にしている（1）以外の方（※） （3）被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） （4）（2）および（3）に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

（※）保険金･給付金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金･給付金などの受取人等のために保険金･給付金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

・この特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
・**この特約を付加した場合、他の特約による代理請求に関する規定は適用しません。**
・この特約は、中途付加することができます。
・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
・指定代理請求人は、保険金・給付金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
・この特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更した場合には、指定代理請求人は指定しなかったものとして取扱います。
・指定代理請求人から請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金・給付金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

！ご注意

●被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金・給付金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
・ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、保険金・給付金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため

●この特約を付加していない場合は、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。

●つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
・故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
・故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
・故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

保険金・給付金などのお支払い

【1】共通事項

1．所定の高度障害状態について

●保険金・給付金などをお支払いする場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。

参照 174 ページ
総則別表2

●高度障害保険金をお支払いした場合には、その保険契約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。
高度障害保険金は死亡保険金とは重複してお支払いしません。
また、高度障害状態になられた場合でも保険契約が継続する保険種類（入院関係保険など）については、以後の保険料の払込が免除となります。

2．保険金・給付金などのお支払事由の発生時期について

●保険金・給付金などのお支払対象となる死亡・入院などの支払事由は、各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険期間中に原因が発生したものにかぎります。
※移行制度によりご契約された場合、保険金・給付金などのお支払いについては、「ご契約時」を「移行前の企業保険の加入時」と読み替えます。
ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取り扱います。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が各保険契約を引き受けたとき
・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

●責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険期間満了後に支払事由に該当しても、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、つぎの場合には、高度障害保険金について、当社所定の金額をお支払いすることがあるなど例外があります。

・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責

任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になったとき。

・高度障害保険金の支払事由について、回復の見込みの有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間満了後1年以内に回復の見込みがないことが明確になったとき、または保険期間満了後1年を経過した時点で回復の見込みが不明確な状態にあるとき。

3．保険契約者が法人の場合の受取人

●死亡保険金受取人が法人（保険契約者）の場合は、受取人が被保険者となっている保険金・給付金などについても、受取人は法人（保険契約者）となります。

【2】主契約の保障内容

1．取扱総則規定約款

●この規定は、各保険に共通する取扱についてまとめたものです。各保険の主な取扱に関してはこの規定が適用されます。

●主な内容
- 会社の責任開始期
- 保険料の払込
- 保険契約の解除等
- 保険契約内容の変更
- 保険契約の更新
- 契約者配当金
- 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更　　など

2．死亡・高度障害保障を充実させる保険

●死亡・高度障害状態になったときの保障を充実させるための保険です。

無配当定期保険（001）

被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になったときに、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

［しくみ図］

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金（支払金額）	受取人
被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金（保険金額）	死亡保険金受取人
被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態になったとき	高度障害保険金（保険金額）	被保険者

！ご注意

●ご契約者からのお申出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内で更新が可能です（診査等は不要です）。

3．介護の保障を充実させる保険

介護を必要とする状態になったときの保障を充実させることが主な目的の保険です。

無配当介護保険（001）　保険契約の型：Ⅰ型

被保険者が保険期間中に、所定の要介護状態等になったときに、介護保険金をお支払いします。

［しくみ図］（有期型）

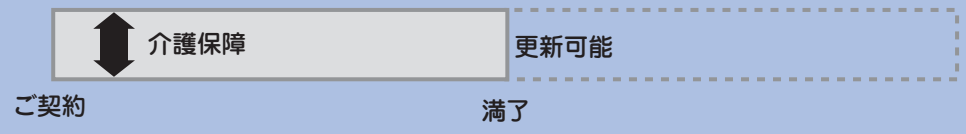

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金（支払金額）	受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態になったとき （1）当社の定める要介護状態（＊1）に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき （2）公的介護保険制度により要介護３以上に該当していると認定されたとき（＊2）	介護保険金（保険金額）	被保険者

（＊1）当社の定める要介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。

（＊2）公的介護保険制度および要介護３以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護３以上、要介護２以上および要介護１以上」をご覧ください。

参照　181 ページ
総則別表 13・14

！ご注意

- ●介護保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
- ●ご契約者からのお申出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
- ●当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の２ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

無配当生活介護保険〔Ⅰ型〕（無解約払戻金型）（002）

被保険者が保険期間中に、所定の要生活介護状態等になったときに、生活介護保険金をお支払いします。

［しくみ図］（有期型）

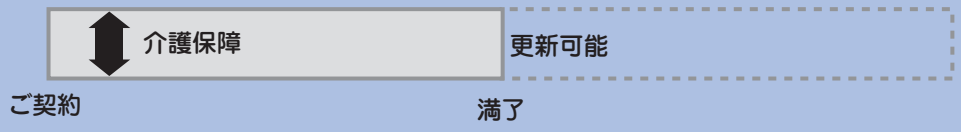

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金（支払金額）	受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかの状態になったとき （１）当社の定める要生活介護状態（＊１）に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき （２）公的介護保険制度により要介護２以上に該当していると認定されたとき（＊２）	生活介護保険金（保険金額）	被保険者

参照 181 ページ
総則別表 13・14

（＊１）当社の定める要生活介護状態については、総則別表13の「会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態」をご覧ください。

（＊２）公的介護保険制度および要介護２以上については、総則別表14の「公的介護保険制度または要介護３以上、要介護２以上および要介護１以上」をご覧ください。

！ご注意

●生活介護保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
●ご契約者からのお申出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。
●当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の２ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

4．入院保障を充実させる保険

入院したときの保障を充実させるための保険です。
入院保険、入院一時金保険および災害入院一時金保険（以下「入院関係保険」といいます）があります。

●入院関係保険の支払限度

入院関係保険の支払限度は、つぎのとおりです。なお、移行前のご契約の通算支払日数は、移行後のご契約の支払日数と通算しません。ただし、移行時に入院されていた場合には、当該入院の日数を移行後の契約の入院日数に通算いたします。

名称	支払限度
・入院保険	●１回の入院による支払日数（注）　120日 ●通算支払日数（注）　1,095日（＊１） （注）３大疾病（＊２）の治療を目的とする入院は、支払日数に含めません。
・入院一時金保険 ・災害入院一時金保険	●通算支払回数（注） 20回 （注）３大疾病（＊２）の治療を目的とする入院は、支払回数に含めません。

（＊１）入院保険については、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて、通算支払日数1,095日を支払限度とします。

（＊２）３大疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいいます。それぞれの対象となる範囲については、入院保険・入院一時金保険の場合は総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

参照　178 ページ
総則別表 12 など

参照 176 ページ
総則別表５

参照 186 ページ
総則別表 51

入院関係保険共通の留意事項

●１日入院（入院日数が１日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
●お支払いの対象となる「入院」については、総則別表５の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、お支払いの対象となる「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。
●総則別表51に定める睡眠時無呼吸の診断･検査等のための入院は、入院日数が2日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合はお支払いの対象とはなりません。
●解約払戻金は、ありません。
●災害入院一時金保険は、支払回数が通算限度に達した場合、消滅します。
●ご契約者からのお申出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でつぎの取扱が可能です（診査等は不要です）。
・更新
・保険期間を終身に変更※（被保険者の同意および当社の承諾が必要です）
※保険料払込免除中の契約は除く。

無配当入院保険（無解約払戻金型）(003)は以下のとおりお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 （支払金額）	受取人
被保険者が保険期間中に、不慮の事故（＊１）による傷害により１日以上入院したとき	災害入院給付金 （入院給付金日額×入院日数）	被保険者
被保険者が保険期間中に、疾病により１日以上入院したとき（＊２）	疾病入院給付金 （入院給付金日額×入院日数）	

参照 174 ページ
総則別表１

（＊１）対象となる不慮の事故については、総則別表１の「不慮の事故」をご覧ください。
（＊２）造血幹細胞の採取手術（注）を直接の目的とする入院は、疾病による入院とみなし、疾病入院給付金をお支払いします。ただし、責任開始日（復活日）から起算して１年を経過した日以後の入院にかぎります。
（注）組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、骨髄から骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

！ご注意

●同一の入院について、災害入院給付金および疾病入院給付金を重複してお支払いしません。
●３大疾病（＊３）以外の疾病による疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上したとき、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上したときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した１回の入院とみなします。
ただし、つぎについては新たな入院とみなします。
・３大疾病（＊３）以外の疾病により疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日を経過した後に開始した３大疾病（＊３）以外の疾病による入院
・災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日を経過した後に開始した災害入院給付金の支払事由に該当する入院
●復活した場合にかぎり、復活日から起算して14日を経過する前に発病したつぎの疾病についてはお支払いの対象となりません。
復活日において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」といいます。）の
・第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症として認められている疾病
・第６条第８項の指定感染症として定められている疾病
・第６条第９項の新感染症として認められている疾病

（＊３）３大疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいいます。それぞれの対象となる範囲については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

参照 178 ページ
総則別表 12 など

無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）（003）、無配当災害入院一時金保険（無解約払戻金型）（003）は以下のとおりお支払いします。

●保障内容

名称	一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金（支払金額）	受取人
入院一時金保険	被保険者が保険期間中に１日以上入院したとき（＊４）	入院一時金（入院一時金額）	被保険者
災害入院一時金保険	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかにより１日以上入院したとき （１）所定の不慮の事故（＊５）による傷害 （２）所定の感染症（＊６）	災害入院一時金（災害入院一時金額）	

（＊４）造血幹細胞の採取手術（注）を直接の目的とする入院は、疾病による入院とみなし、入院一時金をお支払いします。ただし、責任開始日（復活日）から起算して１年を経過した日以後の入院にかぎります。
（注）組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、骨髄から骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
（＊５）対象となる不慮の事故は、総則別表１の「不慮の事故」をご覧ください。
（＊６）対象となる所定の感染症とは、「腸管出血性大腸菌感染症」（例：O157）などです。詳しくは、総則別表４の「感染症」をご覧ください。

参照 174 ページ
総則別表１、４

！ご注意

＜共通＞

●各入院一時金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、各入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は、前回の入院から継続する１回の入院とみなして、各入院一時金の支払は１回のみとします。

＜入院一時金保険＞

●復活した場合にかぎり、復活日から起算して14日を経過する前に発病したつぎの疾病についてはお支払いの対象となりません。

復活日において、感染症予防法の

・第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症として認められている疾病
・第６条第８項の指定感染症として定められている疾病
・第６条第９項の新感染症として認められている疾病

＜災害入院一時金保険＞

●不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内に入院を開始した場合にかぎります。

●復活した場合にかぎり、復活日から起算して14日を経過する前に発病した所定の感染症で入院した場合は、災害入院一時金のお支払いはできません。

５．手術保障などを充実させる保険

手術または放射線治療を受けたときの保障を充実させるための保険です。

無配当手術保障保険（無解約払戻金型）(002)

無配当手術保障保険（無解約払戻金型）(002)は、以下のとおりお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
入院（＊１）し、その入院中に、つぎのいずれかの手術を受けたとき (1)診療報酬点数表（＊２）により手術料の算定対象となる手術（＊３） (2)先進医療（＊４）に該当する診療行為（＊５）のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（＊６） (3)診療報酬点数表（＊２）により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術（＊７） (4)責任開始日から起算して１年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（＊８）	入院治療手術給付金 (手術1回につき、 入院治療手術給付金額)	被保険者

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 （支払金額）	受取人
つぎのいずれかの手術を受けたとき。ただし、入院治療手術給付金の支払事由に該当する手術は除きます。 (1)医科診療報酬点数表（＊10）により手術料の算定対象となる手術（＊３） (2)先進医療（＊４）に該当する診療行為（＊５）のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（＊６）（＊11） (3)医科診療報酬点数表（＊10）により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術（＊７） (4)責任開始日から起算して１年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（＊８）	外来手術給付金 （手術１回につき、外来手術給付金額）	被保険者
つぎのいずれかの診療行為を受けたとき (1)診療報酬点数表（＊２）により放射線治療料の算定対象となる診療行為（＊12） (2)先進医療（＊４）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（＊13）	放射線治療給付金 （放射線治療１回につき、入院治療手術給付金額と同額） （＊９）	被保険者

参照 176 ページ
総則別表５

（＊１）対象となる「入院」については、総則別表５の「病院または診療所および入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

（＊２）対象となる診療報酬点数表とは、公的医療保険制度（注）にもとづく医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表をいいます。詳しくは、総則別表20の「診療報酬点数表」をご覧ください。

参照 186 ページ
総則別表 20 ～ 21

（＊３）つぎのいずれかに該当する手術は除外します。

◆創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます）
◆皮膚切開術
◆デブリードマン
◆鼓膜切開術
◆骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
◆鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
◆鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術
◆眼球または眼球付属器についてのつぎの手術
・麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眥切開術
・睫毛電気分解術（毛根破壊）
・角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術
◆抜歯手術
◆涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術
◆皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術
◆魚の目、タコ手術（鶏眼・胼胝切除術）
◆巻き爪手術（陥入爪手術）

（＊４）対象となる先進医療については、総則別表21の「先進医療」をご覧ください。

（＊５）検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為な

らびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(＊6)(＊3)のいずれかに相当する手術は除外します。

参照 186 ページ
総則別表 22 ～ 23

(＊7)対象となる造血幹細胞移植術については、総則別表22の「造血幹細胞移植術」をご覧ください。

(＊8)対象となる造血幹細胞の採取手術については、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。詳しくは、総則別表23の「造血幹細胞の採取手術」をご覧ください。

(＊9)入院一時金保険と組み合わせた場合、入院治療手術給付金額は外来手術給付金額と同額となります。同一組立内に入院一時金保険が無く入院保険のみと組み合わせた場合、入院治療手術給付金額は外来手術給付金額の４倍となります。

(＊10)対象となる医科診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注)にもとづく医科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものとします。

(＊11)「歯、義歯または歯肉の手術」およびそれらに相当する手術は除外します。

(＊12)血液照射を除きます。

(＊13)診断および検査を目的とした診療行為を除きます。

(注)対象となる公的医療保険制度については、総則別表19の「公的医療保険制度」をご覧ください。

参照 186 ページ
総則別表 19

！ご注意

●各手術給付金・放射線治療給付金のお支払いは、被保険者が保険期間中に傷害または疾病の治療を目的として受けた場合に限ります。

●**同時に２種類以上**の手術をあわせて受けた場合または**同一の日に複数**の手術を受けた場合には、最も支払金額の多いいずれか１種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。

●一連の治療過程で２回以上行っても診療報酬点数表の手術料・輸血料または先進医療にかかる技術料が１回のみ算定されるものとされている手術を２回以上受けた場合、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も支払金額の多いいずれか１回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなします。

●１つの手術を２日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

●診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療に関する技術料が１日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（＊）をその手術を受けた日とみなします。

（＊）入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日とします。

！ご注意

●放射線治療給付金のお支払いは、60日に１回が限度となります。
●つぎの場合などは、手術給付金の支払対象とはなりません。（当しおり作成月現在）
・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
●解約払戻金は、ありません。
●ご契約者からのお申出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でつぎの取扱が可能です（診査等は不要です）。
・更新
・保険期間を終身へ変更※（被保険者の同意および当社の承諾が必要です）
※保険料払込免除中の契約は除く
●当社は公的医療保険制度または先進医療の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の２ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

6．３大疾病についての保障を充実させる保険

３大疾病により所定の状態になったときなどの保障を充実させることが主な目的の保険です。

●3大疾病について

３大疾病とは、がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいい、それぞれつぎのような疾病をいいます。

がん(悪性新生物)	悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられている疾病をいい、一般に「がん」と呼称されるものです。
急性心筋梗塞	心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が急激に少なくなったりすることによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みをともなう心臓発作を起こし、死亡する危険の高い疾病です。

脳卒中	脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の３つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。	
	くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破れて、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発することも多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。
	脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破れ、出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。
	脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり、血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。

※対象となる所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中等の詳細については、総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」をご覧ください。

参照 178 ページ
総則別表１２

無配当特定疾病治療保険〔Ｉ型〕（無解約払戻金型）(002)【本則】

被保険者が保険期間中に、３大疾病（所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になったときに、特定疾病保険金をお支払いします。
※特定疾病ワイド給付金特則は付加されず、本則のみでの契約になります。

［しくみ図］

●保障内容

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金（支払金額）	受取人
がん（悪性新生物）	被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定（＊１）されたとき	特定疾病保険金（保険金額）	被保険者
急性心筋梗塞	被保険者が保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（＊２）が継続したと医師によって診断されたとき		
脳卒中	被保険者が保険期間中に所定の脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		

（＊１）悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検）（注）により行われます。
（注）病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

（＊２）労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

！ご注意

●特定疾病保険金のお支払いは、責任開始期（移行前と保険期間が継続したものとして取扱います。ただし、移行後契約に復活があった場合は復活時とします。）以後に発病したものにかぎります。

●責任開始期前の疾病により、つぎの①の状態になった場合でも、当社のご契約の締結または復活などの際に、つぎの②のいずれかに該当したときは、責任開始期以後に生じた疾病により、それぞれ①の状態になったものとみなして取り扱います。

①被保険者が該当した状態など
・所定の急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になった場合

②責任開始期以後に生じた疾病により①の状態になったものとみなすとき
・ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
・原因となったその疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
  ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

●死亡後に特定疾病保険金の支払事由に該当する診断などがあった場合、死亡の直前にその診断などがあったものとして取り扱います。

！ご注意

●所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日を経過する前にその疾病により死亡した場合、当社所定の状態が死亡時まで継続したと医師により証明されたときは、死亡の直前に特定疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。
●所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日を経過する前に保険期間が満了した場合でも、保険期間満了日から起算して60日以内に支払事由に該当した場合には、特定疾病保険金を支払います。
●責任開始日（復活日）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、特定疾病保険金はお支払いしません。
●悪性新生物のうち、上皮内がん、非浸潤性のがんおよび皮膚がんについては、特定疾病保険金のお支払いの対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん・非浸潤性のがんを除きます）は特定疾病保険金のお支払いの対象となります。
●責任開始期前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても特定疾病保険金はお支払いしません。
●特定疾病保険金をお支払いしたとき、この保険は消滅します。
●ご契約者からの申出により、保険期間満了時に当社所定の範囲内でご契約を更新することができます（診査等は不要です）。

【3】特約の内容

1．複数の保険（主契約）を組み合わせる特約

保険組立特約

●保険契約者が同一である主契約（以下「指定契約」といいます）について、保険料をまとめて払込いただくなど同じ取扱を行うことができる特約です。
特に、保険組立特約の締結の際に、同じ取扱を行う指定契約として最初に指定されたご契約を「締結時指定契約」といいます。
※保険組立特約は、すべての主契約に付加する必要があります。

2．その他の特約

リビング・ニーズ特約

●被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部を被保険者にお支払いすることができる特約です。

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 （支払金額）	受取人
被保険者の余命が６ヵ月以内と判断されるとき	特約保険金 （所定の金額（＊））	被保険者

（＊）所定の金額は、つぎのとおり計算した金額です。

（指定保険金額（注））－（指定保険金額（注）に対する６ヵ月分の利息）
－（指定保険金額（注）に対する６ヵ月分の保険料に相当する金額）

（注）指定保険金額とは、主契約の保険金額等（※）のうち、当社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額です。

！ご注意

●この特約を付加できる主契約はつぎのとおりです。
・定期保険
※付加する場合は、付加可能なすべての主契約に付加する必要があります。
●「余命が６ヵ月以内」の判断は、医師の診断書の内容および当社が確認を行った結果などにもとづき当社が判断します。なお、「余命が６ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が６ヵ月以内であることをいいます。
●この特約による特約保険金のお支払いは、各主契約について１回かぎりとし、特約保険金をお支払いした場合、その主契約に付加されたリビング・ニーズ特約は消滅します。
●法人契約（保険契約者・死亡保険金受取人が法人の契約）の場合、この特約を付加することはできません。
●この特約による特約保険金の請求日が各主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます）前１年以内である場合は特約保険金をお支払いしません。
●特約保険金のお支払い後、６ヵ月以内に被保険者が死亡した場合でも、指定保険金額から差し引かれた「利息」および「保険料に相当する金額」は返金いたしません。

●特約保険金のお支払い例

（例1）死亡保険金額の全部を指定保険金額として指定する場合

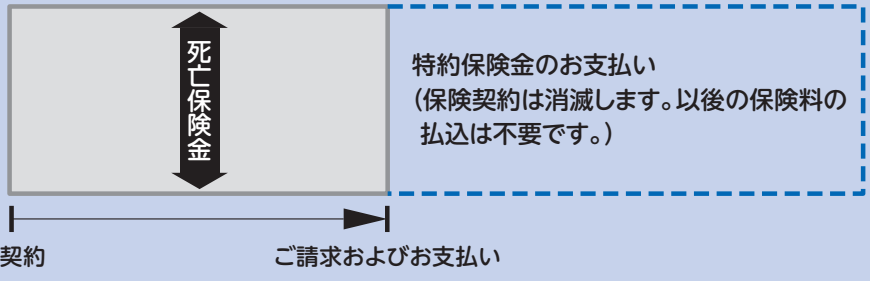

※死亡保険金額の全部をお支払いした場合には、そのご契約はその請求日に消滅します。また、その主契約に付加されている各特約も同時に消滅します。

(例2)死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定する場合

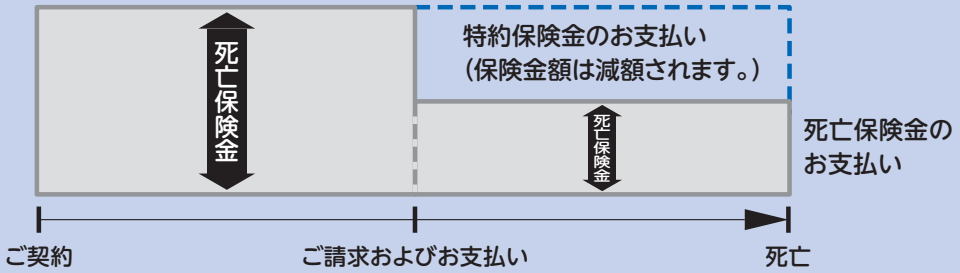

※死亡保険金の一部をお支払いした場合には、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとして取り扱います。この場合、減額部分については解約払戻金をお支払いしません。
また、その主契約に付加されているリビング・ニーズ特約を除く各特約は、そのまま継続します。
※特約保険金のお支払い後も継続する部分については、引き続き保険料の払込が必要となります。

指定代理請求特約

●被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金・給付金などを請求することができる特約です。詳しくは「保険金・給付金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。
※付加する場合は、付加可能なすべての主契約に付加します。

参照　12ページ
指定代理請求特約について

【4】保険期間・更新・終身変更など

1．保険期間

●ご契約時の、各主契約の保険期間・保険料払込期間については、契約概要でご確認ください。また、保険証券到着後は、保険証券でご確認ください。

2．更新

●ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（＊1）までに申出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。
（＊1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。

●更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）（＊2）まで保障されます。
（＊2）保険種類および特約の付加状況などによっては90歳まで更新できないことがあります。

●保険料の払込免除事由に該当した場合、当社所定の範囲内で原則として自動的に更新されます。

●更新後の主契約・特約は更新日における約款を適用し、各保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。**保障を同一**

とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。

●更新後のご契約の保険期間は、原則として更新前と同一の保険期間（＊3）となります。

（＊3）当社所定の範囲内で、保険期間を変更して更新することがあります。

●更新後のご契約の保険金額などは更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者から申出があれば、当社所定の範囲内で、保険金額などを減額することができます。

●更新時に取扱できるご契約・特約の内容は、更新前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。

！ご注意

●つぎのいずれかの場合などは、更新することができません。
- 保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき

●上記の内容は当しおり作成月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

3．終身変更

●ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険期間満了日の2週間前までに申出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「変更日」といいます）に、当社の定める範囲内で保険期間が終身の保険に変更（終身変更）することができます。

●変更後のご契約・特約は変更日における約款を適用し、各保険料は変更日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。**保障を同一とした場合、通常、変更前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。**

●変更後のご契約の保険金額などは変更前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者から申出があれば、当社所定の範囲内で、保険金額などを減額することができます。

●変更時に取扱できるご契約・特約の内容は、変更前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。

！ご注意

●つぎのような場合は、終身変更の取扱はできません。
- ご契約が、無配当介護保険（001）保険契約の型：Ⅰ型、無配当生活介護保険〔Ⅰ型〕（無解約払戻金型）（002）のとき
- 保険料の払込が免除されているとき　など

●定期保険は、同一保険種類における保険期間の終身への変更ではなく、終身保険への変更を取扱います。

●上記の内容は当しおり作成月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

【5】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について

毎月払込いただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が１日の場合

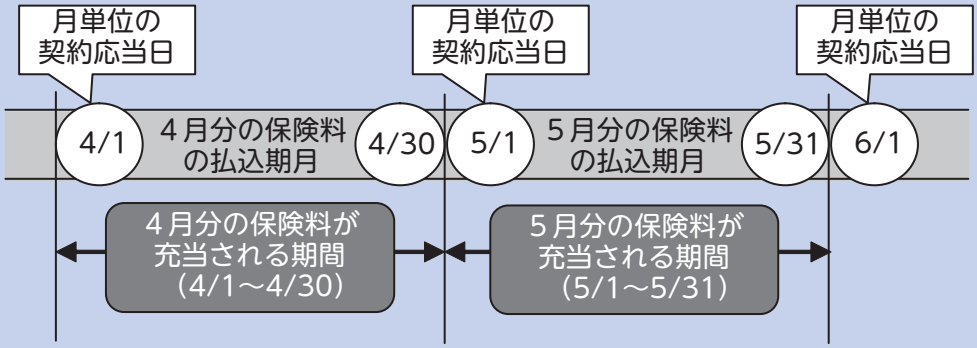

したがって、保険金・給付金などの支払事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取扱います。

●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取扱います。

内容	取扱
・保険金・給付金などをお支払いするとき	・未払込保険料（＊）［1ヵ月分］をお支払いする金額から差し引きます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（＊）［1ヵ月分］より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（＊）［1ヵ月分］を払込いただくことがあります。
・保険料の払込を免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料（＊）［1ヵ月分］を払込いただきます。

（＊）未払込保険料は、払込が必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が１日の場合

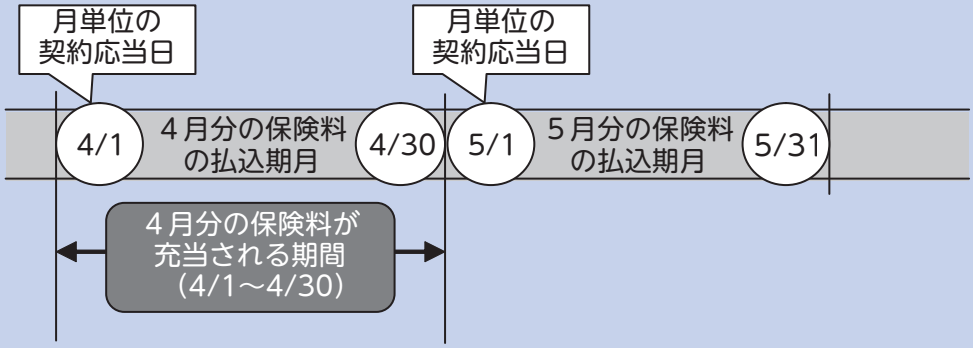

４月分の保険料（１ヵ月分）が未払込のまま、4/1～4/30の間に
●保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
４月分の保険料（１ヵ月分）を差し引きます。
●保険料の払込免除事由が発生したとき
４月分の保険料（１ヵ月分）を払込いただきます。

●猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取扱います。

内容	取扱
・保険金・給付金などをお支払いするとき	・未払込保険料（＊）をお支払いする金額から差し引きます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（＊）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（＊）を払込いただくことがあります。
・保険料の払込を免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料（＊）を払込いただきます。

（＊）未払込保険料は、払込が必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が１日の場合

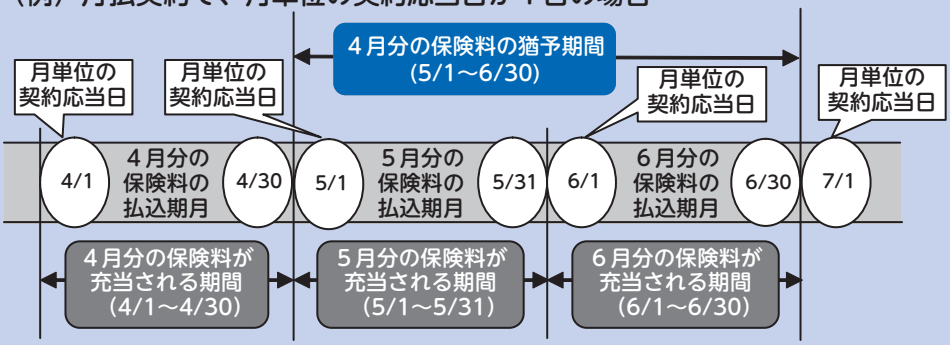

４月～５月分の保険料（２ヵ月分）が未払込のまま、5/1～5/31の間に
●保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
４月～５月分の保険料（２ヵ月分）を差し引きます。
●保険料の払込免除事由が発生したとき
４月～５月分の保険料（２ヵ月分）を払込いただきます。

４月～６月分の保険料（３ヵ月分）が未払込のまま、6/1～6/30の間に
●保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
４月～６月分の保険料（３ヵ月分）を差し引きます。
●保険料の払込免除事由が発生したとき
４月～６月分の保険料（３ヵ月分）を払込いただきます。

保険料の払込免除

【1】共通事項

1．所定の高度障害状態について

●保険料の払込を免除する場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。

参照 174 ページ
総則別表2

2．所定の身体障害状態について

●保険料の払込を免除する場合の「所定の身体障害状態」とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、総則別表3の「身体障害状態」をご覧ください。

参照 175 ページ
総則別表3

3．不慮の事故による傷害について

●不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内に保険料の払込免除事由に該当した場合にかぎります。

4．保険料の払込免除事由の発生時期について

●保険料の払込免除事由は、各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険料払込期間中に原因が発生したものにかぎります。
ただし、各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害または疾病により、所定の状態（＊1）になった場合でも、当社のご契約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは各保険契約の責任開始期(ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により所定の状態（＊1）になったものとして取扱います。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が各保険契約を引き受けたとき
※その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。
・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
・各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
・各保険契約の責任開始期(ご契約時・復活時など)前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（＊2）
（＊2）異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。
・各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

（＊1）所定の状態とはつぎのとおりです。

・身体障害状態
・高度障害状態

●各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険料払込期間満了後に保険料の払込免除事由に該当しても、保険料の払込を免除することはできません。

※移行制度によりご契約された場合、責任開始期は企業保険の責任開始期と読み替えて適用します（ただし、復活されたときは、復活時が責任開始期となります）。

！ご注意

●責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって身体障害状態、高度障害状態になられた場合には、保険料の払込を免除できることがあります。

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合

保険金・給付金などのお支払いや保険料の払込免除は、約款の規定にもとづいて取扱しますが、以下のように保険金・給付金などをお支払いできない場合や保険料の払込が免除できない場合があります。

1．支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

●保険金･給付金などの支払事由･保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「入院給付金・入院一時金」の支払事由に該当しない入院の例

・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき

・総則別表５に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

・総則別表51に定める睡眠時無呼吸の診断･検査等のための入院で、入院日数が２日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合

◆「手術給付金」の支払事由に該当しない手術の例

・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）

・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取

・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置

・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術

◆「災害入院給付金」の支払事由に該当しない例

・疾病を原因とする事故など総則別表１の「不慮の事故」に定める不慮の事故に該当しないとき

参照
各普通保険約款第１編

参照　176 ページ
総則別表５

参照　186 ページ
総則別表 51

参照　174 ページ
総則別表１

2．支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合

●支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合の例は、つぎのとおりです。

・約款に規定された免責事由（保険金・給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

参照　70 ページ
免責事由一覧

3．責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

参照
各普通保険約款第1編

●責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態または所定の介護を要する状態になられたとき

◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院したとき

※移行制度によりご契約された場合、保険金・給付金などのお支払いについては、「ご契約時」を「移行前の企業保険の加入時」と読み替えます。

※責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取扱います。

・個人保険の復活時（＝責任開始時）前の原因について、復活の際に告知し、その内容を承知の上、当社が復活を承諾したとき

※ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。

・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

4．告知義務違反による解除の場合

参照　76ページ
取扱総則規定約款第12条

●告知義務違反による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

※告知義務違反の対象になった原因と保険金・給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

5．重大事由による解除の場合

参照　77ページ
取扱総則規定約款第14条

●重大事由による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

①ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき

②受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき

④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき

⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者、給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・給付金などの受取人が複数の場合、保険金・給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います。）。当社は、すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

（＊１）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（＊２）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6．詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）

・保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでに払込いただいた保険料はお返ししません。

※移行前の企業保険において詐欺等があった場合も、移行後の個人保険は取消・無効となることがあります。

参照　76 ページ
取扱総則規定約款第10条

参照　120 ページ
入院保険約款第２１条等

7．ご契約が失効している場合

●保険料の払込がなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金などの支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

参照　75 ページ
取扱総則規定約款第８条

※保険金・給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

参照　47 ページ
責任開始期について

参照　37 ページ
責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

参照　113 ページ
入院保険約款　第 2 条等

【2】お支払いできない場合などの事例

●保険金・給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合」にあてはまるときは保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

事例1　責任開始期と発病時期

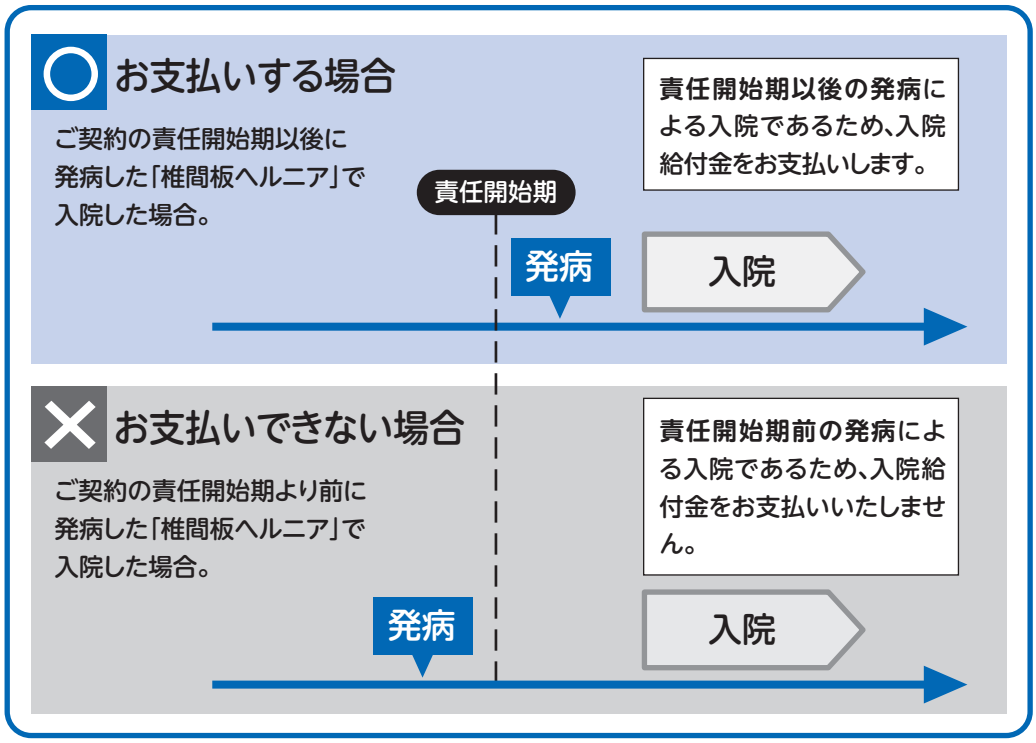

○死亡保険金・死亡給付金・遺族年金以外の保険金・給付金など（満期保険金などの保険期間の満了時の生存を支払事由とするものも除きます）は、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に発病した病気（疾病）または発生した不慮の事故による傷害などを原因とする場合がお支払いの対象となるものと定められています。したがって、責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発病していた病気や責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発生した不慮の事故などを原因とする場合にはお支払いできません。

○責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることがあります。

・ご契約・特約の締結または復活などの際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を引き受けたとき
※その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。

・ご契約者および被保険者が、責任開始期（ご契約時・復活時など）前に原因となった疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）」「その疾病による症状についての自覚または認識」がなかったとき

・責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して２年経過後に開始した入院・手術
・契約見直し制度で見直しされたとき（支払対象は、見直し前のご契約の保障範囲内となります）

事例２　入院給付金のお支払い～１回の入院に対する支払限度日数

＜支払限度の型が120日型の場合＞

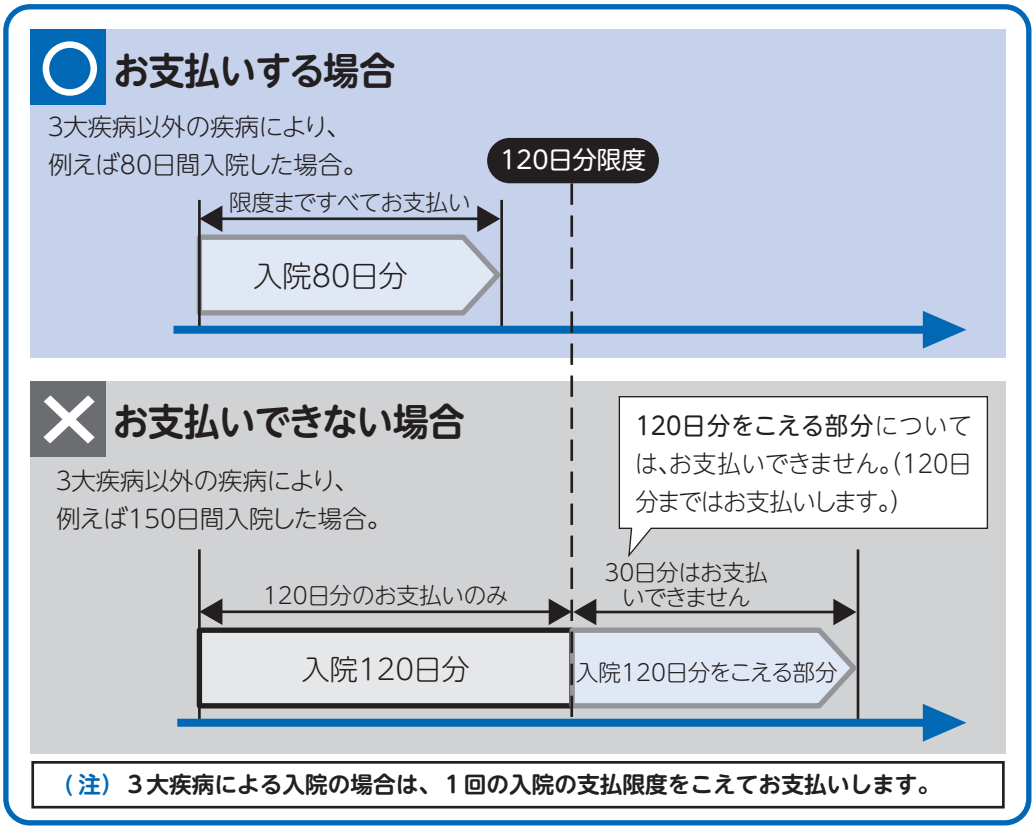

○入院保険では、１回の入院に対してお支払いできる限度日数（＊）を定めており、その日数をこえた部分の入院についてはお支払いできません。
○「保険組曲ＢｅｓｔMYWAY」の入院保険の１回の入院に対する支払限度は「120日」です。

（＊）３大疾病の治療を目的とする入院については、１回の入院の支払日数および通算支払日数の限度はありません。

【関連する主契約】
入院保険

参照　115 ページ
入院保険約款　第５条等

事例3　疾病入院給付金のお支払い～複数回の入院

＜支払限度の型が120日型の場合＞

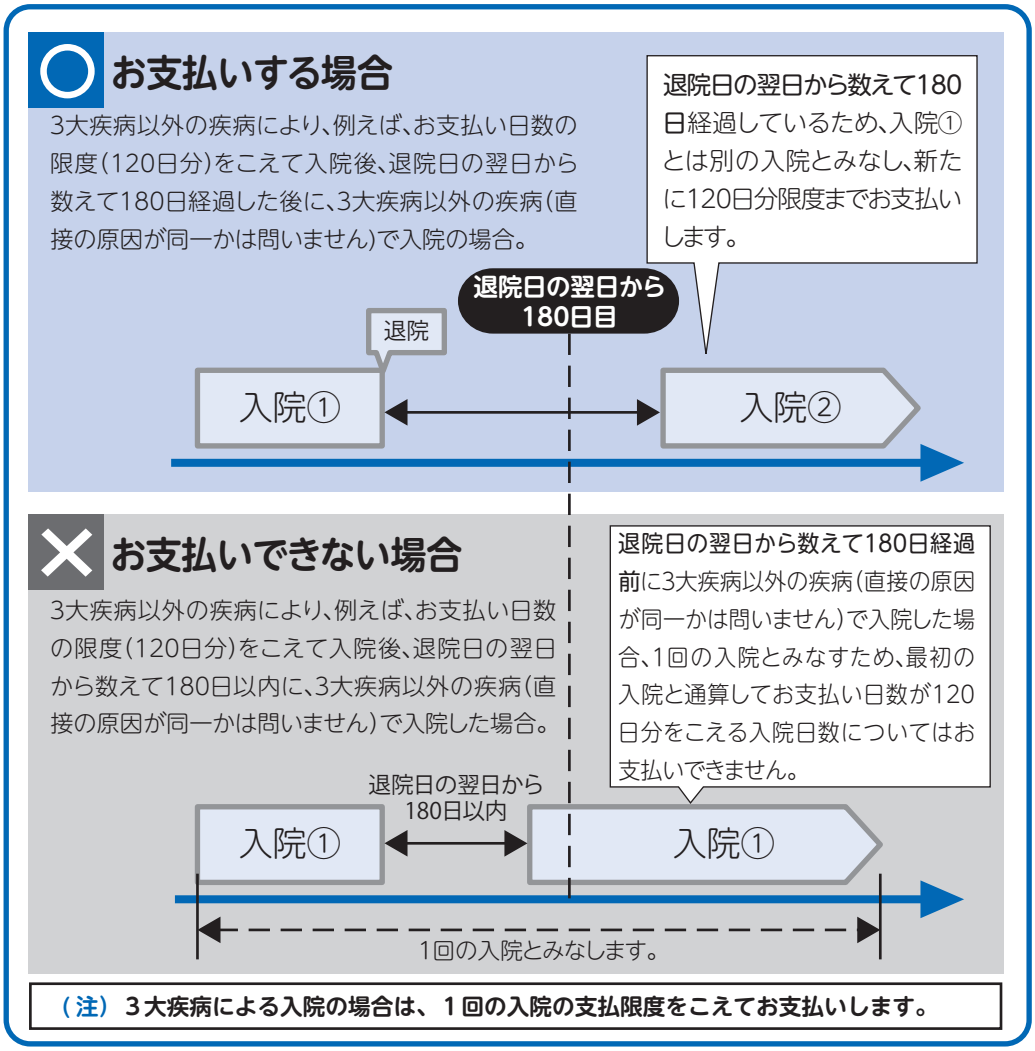

○3大疾病以外の疾病で2回以上の入院をした場合、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の退院日の翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。
(例：支払限度の型が120日型の場合)
80日間3大疾病以外の疾病により継続入院をした後に退院し、その後100日が経過し、再度3大疾病以外の疾病（直接の原因が同一かは問いません）で60日間継続入院した場合、2回目の入院は40日分のお支払いとなります（20日分はお支払いの対象となりません）。

○3大疾病以外の疾病による入院の退院日の翌日から、180日経過した後に再度3大疾病以外の疾病（直接の原因が同一かは問いません）により入院した場合は、新たな入院（2回の入院）とみなします。

参照 114ページ
入院保険約款　第4条等

【関連する主契約】
入院保険

事例4　高度障害保険金のお支払い～高度障害状態と回復の見込み

○ お支払いする場合

糖尿病性網膜症で両眼の視力を全く永久に失い、回復の見込みがない場合（両眼のきょうせい視力が0.02以下）。

→ 回復の見込みがなく、約款に定める高度障害状態に該当するため、**高度障害保険金をお支払いします。**

✕ お支払いできない場合

糖尿病性網膜症で、両眼のきょうせい視力が0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けている場合。

→ 回復の見込みがあり、約款に定める高度障害状態には該当しないため、**高度障害保険金はお支払いできません。**

○高度障害保険金は、普通保険約款に定める「高度障害状態（＊）」になったときにお支払いします。

（＊）・身体の障害に加え、**回復の見込みがないことが条件**となります。

・身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態とは異なります。

参照 174ページ
総則別表２

○今後の治療やリハビリなどによって回復が見込まれる場合には、高度障害保険金はお支払いできませんので、診断書などをご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認ください。

○以下の指定契約については、約款に定める高度障害状態になった場合でも、保険金・給付金などのお支払いはありませんが、以後の保険料の払込は免除されます。

【関連する主契約】

・定期保険 ・生活介護保険〔Ⅰ型〕 ・介護保険〔Ⅰ型〕 ・入院保険	・入院一時金保険 ・災害入院一時金保険 ・手術保障保険

事例5　生活介護保険金などのお支払い～所定の要生活介護状態等

○ お支払いする場合

歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできない場合（介助が必要な場合）で、その状態が180日継続したとき。

→ 約款に定める所定の要生活介護状態等に該当するため、**生活介護保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできなかった（介助が必要）が、180日を経過する前に状態が改善し、自力でできるようになり、公的介護保険制度による要介護認定も受けていない場合。

→ 約款に定める所定の要生活介護状態等に該当しないため、**生活介護保険金はお支払いできません。**

参照 181 ページ
総則別表 13、14

○生活介護保険〔Ⅰ型〕にご加入の場合、普通保険約款に定める「所定の要生活介護状態等（＊）」になったときは、生活介護保険金をお支払いします。

○介護保険〔Ⅰ型〕にご加入の場合、普通保険約款に定める「所定の要介護状態等（＊）」になったときは、介護保険金をお支払いします。

（＊）各保険種類においてつぎのいずれかの状態になった場合です。

保険種類・特約	介護状態	支払事由に該当する状態
・生活介護保険〔Ⅰ型〕	所定の要生活介護状態等	・所定の要生活介護状態が、180日継続したと医師により診断確定されたとき
		・公的介護保険制度により要介護2以上と認定されたとき
・介護保険〔Ⅰ型〕	所定の要介護状態等	・所定の要介護状態が、180日継続したと医師により診断確定されたとき
		・公的介護保険制度により要介護3以上と認定されたとき

【関連する主契約】
生活介護保険〔Ⅰ型〕、介護保険〔Ⅰ型〕

事例6　特定疾病保険金のお支払い～がん（悪性新生物）

○ お支払いする場合

子宮頚がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「お支払い対象のがん」であった場合。

→ お支払い対象となるがんのため、**特定疾病保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

子宮頚がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」であった場合。

→ 上皮内がんであるため、**特定疾病保険金はお支払いできません。**

○特定疾病治療保険にご加入の場合、生まれて初めて普通保険約款に定める「悪性新生物（＊1）（肉腫や白血病などを含みます）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

（＊1）約款に定める「悪性新生物」とは、つぎのすべての要件を満たす必要があります。

・総則別表12の「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等」に定める悪性新生物であること（※上皮内がん、非浸潤性のがん、皮膚がん（基底細胞がん、有きょく細胞がんなど）ではないこと。ただし、皮膚の悪性黒色腫（上皮内がん、非浸潤性のがんを除く）は、特定疾病保険金のお支払いの対象となります。）

・責任開始期（ご契約時・復活時など）前を含めて、過去にがんに罹患したことがないこと

・責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患した乳がんではないこと

参照 178 ページ
総則別表 12

【関連する主契約】
特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕

事例7　特定疾病保険金のお支払い～急性心筋梗塞

○ お支払いする場合

胸痛で受診し、冠動脈検査等の精密検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断されて2週間入院し、さらに受診から60日後にも自宅安静が必要と医師によって診断された場合。

→ 約款に定める「急性心筋梗塞」に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が続いていたため、**特定疾病保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

胸痛の症状があり、病院で受診したところ、いったん「急性心筋梗塞」と告げられたが、精密検査では約款記載の「急性心筋梗塞」の定義に記載する所見はなく、その後まもなく症状はおさまった場合。

→ 約款に定める「急性心筋梗塞」に該当しないため、**特定疾病保険金はお支払いできません。**

○特定疾病治療保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「急性心筋梗塞（＊）」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したことを医師によって診断されたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

（＊）約款に定める「急性心筋梗塞」とは、「対象となる急性心筋梗塞の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。
胸部痛などの自覚症状のみで診断された場合や、「狭心症」「陳旧性心筋梗塞」などは、約款に定める「急性心筋梗塞」には該当しません。

【関連する主契約】
特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕

事例8　特定疾病保険金のお支払い～脳卒中

○ お支払いする場合

突然、左半身がまひし、頭部のCT検査の結果、「脳梗塞」と診断され、さらにその日から60日以上、まひの後遺症が続いたと医師によって診断された場合。

→ 約款に定める「脳卒中」に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日からその日も含めて60日以上、左半身まひの後遺症が続いているため、**特定疾病保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

何となく手がしびれるため病院で受診したところ、いったん「脳梗塞」と告げられたが、その後、症状がなくなった場合。

→ 約款に定める「脳卒中」に該当しないため、**特定疾病保険金はお支払いできません。**

○特定疾病治療保険にご加入の場合、普通保険約款に定める「脳卒中（＊）」を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

（＊）約款に定める「脳卒中」とは、「対象となる脳卒中の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。

自覚症状のみで診断された場合や、「外傷性くも膜下出血（疾病性のものは含まれません）」「脳動脈瘤（破裂していないもの）」「一過性脳虚血発作」などは、約款に定める「脳卒中」には該当しません。

【関連する主契約】

特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕

お申込みに際して

【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【2】当社の生命保険募集人の権限

●当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
（例）・保険契約の復活　など

参照　61 ページ
効力を失ったご契約の復活について

●当社では、ご契約内容変更などの手続は一部を除いて、当社の職員経由または郵送で取扱しております。詳しくは当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【3】責任開始期について

●保険契約の引受を当社が承諾した場合、企業保険のその被保険者について保険料が払込まれた保険料期間の最終日の翌日から、この保険の保険契約上の責任を開始します。
なお、この保険契約の第1回保険料が契約日の翌々月末日までに払込まれないときは、このお申込みは無かったものとなります。
また、支払事由の適用の際は、責任開始期は、企業保険から継続したものとして取扱います。

●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

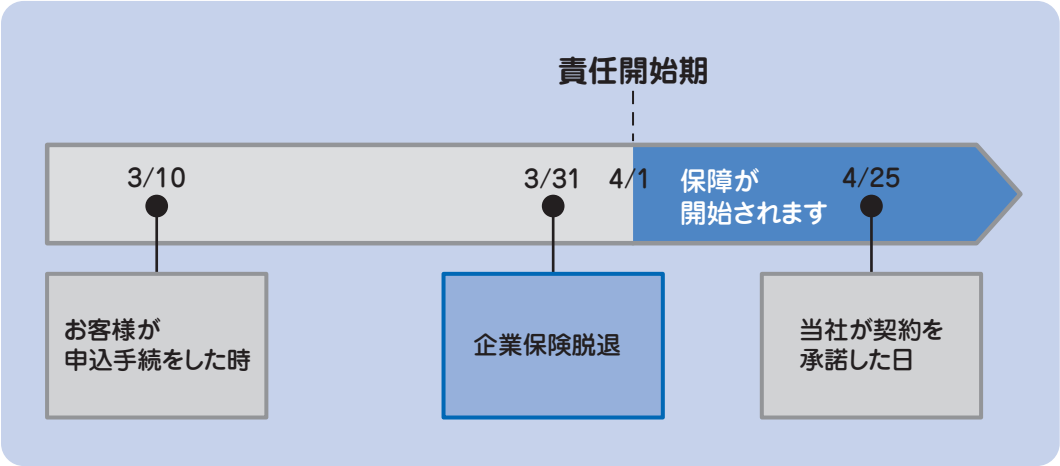

【4】保険証券について

●ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。
申込内容と相違していないか、お確かめください。
●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【5】申込の手続

●申込の契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身が申込書を十分ご確認のうえ署名し、手続をしてください。

【6】契約確認

●当社で委託した業務士等が、ご契約の申込後にご契約の申込内容等について確認する場合があります。

【7】保険料払込時のご注意

・つぎの払込方法では、「第１回保険料充当金領収証」の発行等は行いません。
・口座振替により第１回保険料充当金を払込いただく場合

●第２回以後の保険料

・口座振替扱契約の場合、当社指定の金融機関等の中からご契約者が原則ご本人名義の口座をご指定ください。ご指定の口座より自動的に保険料が当社に払込まれます。

【８】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●クーリング・オフの申出方法

・申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）はつぎの方法で、ご契約の申込の撤回またはご契約の解除（以下「申込の撤回等」といいます）をすることができます。

①書面（郵送）による申出

②当社ホームページ内のクーリング・オフ受付フォームからの申出

●クーリング・オフの取扱期間

・つぎの**起算日からその日を含めて２０日以内**であれば、申込の撤回等をすることができます。

【起算日】

●つぎのいずれか遅い日

①「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」（＊１）の交付日

②保険契約の申込日

③保険契約の契約日

（＊１）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第１項第１号に定める書面になります。

●書面での申出方法

◆申込の撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書（＊２）・はがき）により太陽生命契約課（＊３）あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

①お申込みの撤回などをする旨 ②商品名 ③申込番号 ④お申込者などの住所・電話番号・氏名（自署） ⑤返金先口座（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義人（＊４））

（＊２）個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

（＊３）〒103-6031　東京都中央区日本橋2-7-1　太陽生命保険株式会社　契約課

（＊４）返金先口座は申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

●太陽生命ホームページからの申出方法

◆クーリング・オフ受付フォームに入力のうえ、送信してください。

◆クーリング・オフは、クーリング・オフ受付フォームの送信時に効力を生じます。

●申込の撤回等をした場合には、申込時に当社が受領した金額（後日振替となった場合はその金額）をお返しします。
●当社は申込者等に対し、申込の撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
●申込の撤回等の書面の発信時または受付フォームからの送信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合には、申込の撤回等の効力は生じません。ただし、申込の撤回等の書面の発信時または受付フォームからの送信時に、申込者等が保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ご注意

●つぎの契約・取扱などについて、クーリング・オフをすることができません。
①債務履行の担保のための保険契約
②既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱

【9】個人情報の取扱について

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱に努めています。

1．個人情報の取得・利用目的

●当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含みます。
①各種保険契約の引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2．医療・健康等の機微（センシティブ）情報の取扱

●当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事

業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用しません。

3．個人情報の第三者提供の制限

●当社は業務上必要な範囲をこえて、個人情報を第三者に提供しません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

①各種保険契約の引受、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合

提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。

②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合

提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱については、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めております。）

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

⑤団体（集団）扱にて払込の保険契約について、保険料の引去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱の詳細については、当社のホームページ（ https://www.taiyo-seimei.co.jp/ ）をご覧ください。

！ご注意

●上記の内容は当しおり作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【10】本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更したときは、すみやかに、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【11】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1．「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約

日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
2024年３月31日以前の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

2024年４月１日以降の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）普通死亡保険金の金額
（３）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（４）災害死亡保険金の金額
（５）がん給付金の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（９）取扱会社名

※2024年４月１日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(２)～(７)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会す

ることがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf）をご確認ください。

2．「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf）をご確認ください。

３．保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

１．Ｔ＆Ｄ保険グループ各社

当社ならびにＴ＆Ｄ保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ
(1)株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス の株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報
(2)Ｔ＆Ｄ保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況その他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的
(1)の個人データ
(A)株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス の株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および 株主管理
(B)その他上記に関連・付随する業務
(2)の個人データ

(A) Ｔ＆Ｄ保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
(B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）
(C) Ｔ＆Ｄ保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供
(D) Ｔ＆Ｄ保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実
(E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスならびに株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社

●管理責任者
太陽生命保険株式会社
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html
Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社
https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01
Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
https://www.tdasset.co.jp/company/about/
ペット＆ファミリー損害保険株式会社
https://www.petfamilyins.co.jp/company/overview/
株式会社All Right
https://all-right.co.jp/company-profile.html

※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

2．株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同して利用する個人データ
(1)太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金･給付金の支払いに関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
(2)その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲
太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的
(1)当社商品・サービスの充実
(2)その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所および代表者の氏名
太陽生命保険株式会社
住所および代表者の氏名は下記のリンク先をご覧ください。

https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

●共同利用者における個人データの取り扱い
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。　https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

【12】当社の組織形態および株式会社の運営について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【13】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（＊4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率 等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（＊2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該

当するか否かを判断することになります。

(＊3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

(＊4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

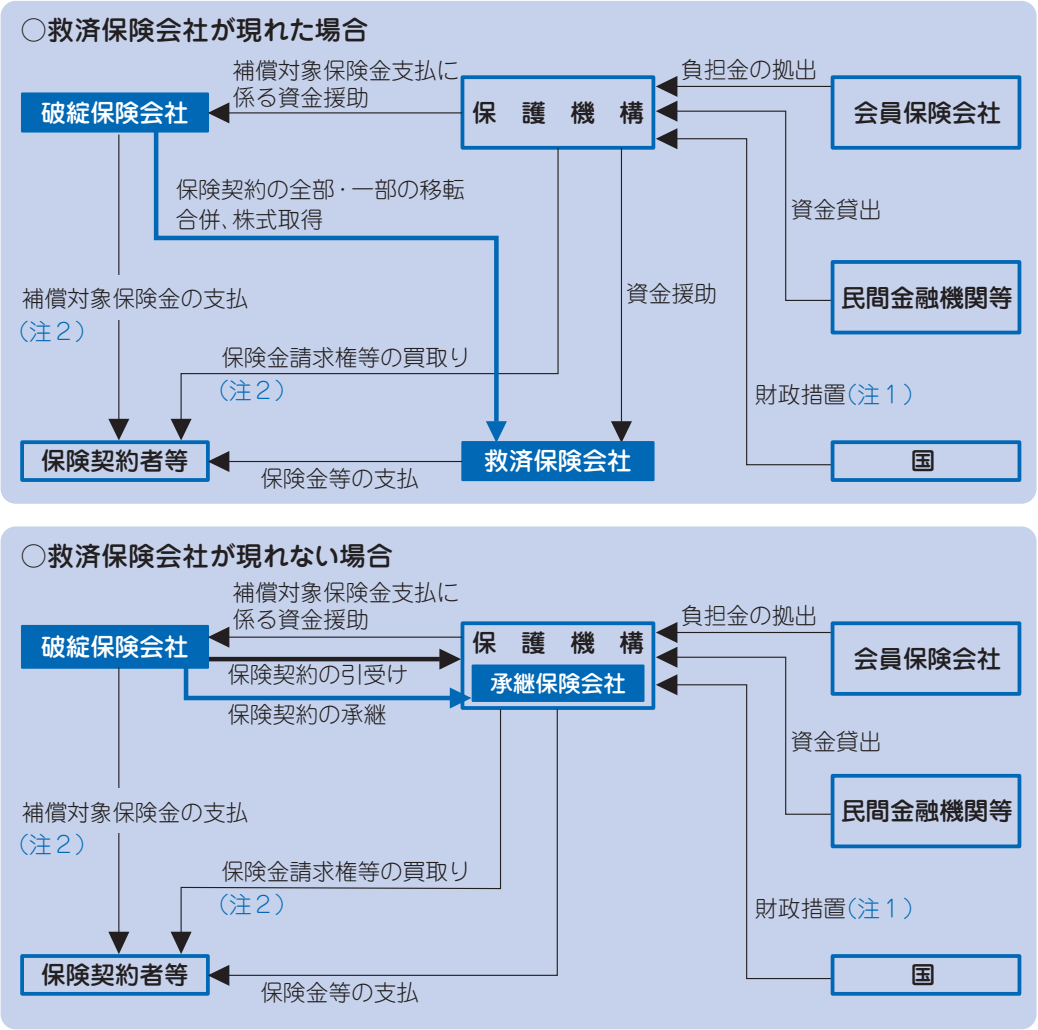

(注1)上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(＊2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱に関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL０３－３２８６－２８２０
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

ご契約後について

【１】保険料の払込方法について

●保険料は払込期月中に当社へ払込ください。払込にはつぎのような方法があります。なお、**同じ取扱をする指定契約については、まとめて保険料を払込いただく必要があります。**

参照　74 ページ
取扱総則規定約款
第４、５条

１．口座振替扱による払込

●当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替扱特約条項」をご覧いただくか、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）におたずねください。

参照　162 ページ
保険料口座振替扱特約

◆保険料をまとめて払い込む方法
保険料をまとめて払込いただける制度として、つぎの制度があります。

■前納
・まだ保険料期間の到来していない将来の月払保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）は一旦保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
・当月分を含めて６ヵ月分以上払込いただくときは所定の割引があります。
・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、**前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されます（前納保険料のご契約者の申出による払い戻しは行いません）**。

参照　75 ページ
取扱総則規定約款
第６条

お願い

●払込方法の変更を希望される場合や、転居等の場合は、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申出ください。払込方法の変更について申出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。

！ご注意

●つぎの場合により保険料の払込方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
・口座振替扱から他の払込方法に変更されたとき　　など
●保険金額の減額等のご契約内容の変更などにより、毎月の保険料合計額が所定の金額を下回る場合は、その金額を上回るよう前納により保険料を払込いただく必要があります。

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

参照　75 ページ
取扱総則規定約款第7，8条

●保険料は払込期月中に払い込んでください。払込期月中に払込がない場合、当社はつぎの内容をご契約者に通知します。
・保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
・保険料の払込猶予期間
・**保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎると、ご契約の効力がなくなる（失効する）こと**

●保険料払込の猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで」です。

●**保険料の払込がないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力がなくなります。**

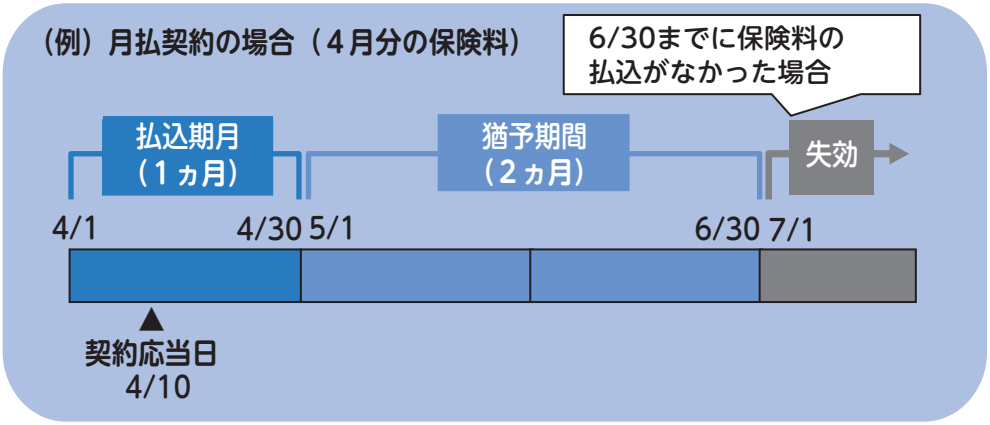

！ご注意

●失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

参照　75 ページ
取扱総則規定約款第9条

●万一ご契約の効力がなくなった場合でも**失効してから３年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**

●ご契約の復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。
・あらためて被保険者に告知または医師の診査をしていただきます。
・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括で払込いただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	払込金額
保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき	払込を中止した時から復活するまでの保険料

・復活をする場合、失効しているすべての指定契約を同時に取扱います。

！ご注意

●つぎに該当する場合などは、復活できません。
・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
・すでに解約されているとき
・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき

【４】払込が困難なときの継続方法について

保険料の払込が困難になったときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

１．保険料の負担を軽くしたいとき

給付金額等の減額

●給付金額等を少なくして以後の保険料を少なくします。
＊給付金額等の減額は有効中のご契約にかぎり取扱います。
＊当社所定の範囲内での取扱となります。

参照　78 ページ
取扱総則規定約款第15 条

指定契約の解約

●保険組曲ＢｅｓｔMYWAYを構成する複数の指定契約のうち、希望する指定契約を解約して以後の全体の保険料を少なくします。

！ご注意

●減額・解約等により、「契約割引制度」の割引額に影響することがありますので、事前にお客様サービスセンターまでご相談ください。

【５】契約者配当金について

●この「保険組曲BestMYWAY」は無配当です。契約者配当金はありません。

参照　81 ページ
取扱総則規定約款第 22 条

参照　81 ページ
取扱総則規定約款第23・24条

【6】受取人・住所などの変更や証券紛失

1．保険契約者・死亡保険金受取人などの変更

●ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに保険金・給付金などを変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は保険金・給付金などをお支払いしません。

※死亡保険金受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書類などを提出いただきます。

●ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

お願い

●死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
・新しい死亡保険金受取人に変更する手続をお願いします。
・死亡保険金受取人が死亡した時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱となります。

（例）
保険契約者・被保険者　Ａさん（夫）　　死亡保険金受取人　Ｂさん（妻）

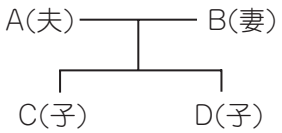

Ａさんより先にＢさんが死亡し、その後Ａさんが死亡した場合
↓
Ｂさんが死亡した時に、Ｂさんの法定相続人である、ＡさんとＣさんとＤさんが死亡保険金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるＡさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Ａさんが死亡した場合は、ＣさんとＤさんが死亡保険金受取人になります。この場合、ＣさんとＤさんの受取割合は均等となります。

！ご注意

●死亡保険金受取人などの変更について
・死亡保険金などの支払事由発生後の受取人の変更はできません。
・高度障害保険金などの受取人の変更はできません。
・遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。
●生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱が異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
（税法上の取扱については、「税金について」をご覧ください。）

2．指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3．住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

●つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

●当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
・住所の変更　・保険証券の再発行　・指定代理請求特約の中途付加
なお、手続には該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
※上記の取扱は当しおり作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【7】ご解約と解約払戻金について

1．解約について

●生命保険では、払込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。
したがって、**保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、**

参照　67 ページ
税金について

参照　82 ページ
取扱総則規定約款第28 条

参照
各約款第 3 編

あってもごくわずかです。

●解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年月数などによって異なります。

！ご注意

●生活介護保険〔Ⅰ型〕、特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕【本則】、入院保険、入院一時金保険、災害入院一時金保険および手術保障保険には解約払戻金はありません。

2．解約した場合の特約等の取扱

●主契約を解約すると、主契約に付加された各種特約等も同時に解約となります。

3．解約払戻金の請求について

●ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。

●効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。

●ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

・払込が困難なとき・・・給付金額等の減額等があります。

お願い

●ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨の申出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からの申出が必要です。

【8】受取人によるご契約の継続について

●債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。

●債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている保険金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当

参照　82 ページ
取扱総則規定約款
第 29 条

額（＊）を債権者等にお支払いする（介入する）ことでご契約を継続することができます。

（＊）解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

【9】ご契約後の保障見直しについて

1．特約の中途付加

●ご契約後、当社所定の範囲内で特約を中途付加することができます。
付加できる特約は、つぎのとおりです。ただし、お申出時の当社の取扱状況によって異なることがあります。

・リビング・ニーズ特約
・指定代理請求特約

＊上記の特約以外に、当社所定の範囲内で一部の主契約について、無配当年金支払特約を保険金の支払事由発生以後、付加することができます。

税金について

！ご注意

●本項記載の税務の取扱は、当しおり作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務の取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

【１】生命保険料控除について

●一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を払込になった場合には、年間払込保険料（＊１）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（＊１）年間払込保険料とは、当年中（１月から12月まで）に払込いただいた保険料です。（以下同様とします）

●生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項　目	内　　容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料の払込をする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる保険・特約は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料を払込になられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

●生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要となります。

■所得税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全　額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/2）＋10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/4）＋20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全　額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/2）＋6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	（年間払込保険料×1/4）＋14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ご注意

●この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年１月１日以降のご契約に適用されます。
●契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

【２】各主契約に適用される生命保険料控除

生命保険料控除の区分	主契約の種類	
一般生命保険料控除	○定期保険	
介護医療保険料控除	○入院保険 ○入院一時金保険 ○手術保障保険	○生活介護保険〔Ⅰ型〕 ○介護保険〔Ⅰ型〕 ○特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕

！ご注意

●上記の内容は当しおり作成月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

【３】保険金･給付金などの税法上の取扱

１．保険金・給付金などの非課税扱い

●つぎの保険金・給付金などは、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。

○高度障害保険金
○生活介護保険金（介護保険金を含みます）
○リビング・ニーズ特約の特約保険金
○特定疾病保険金
○入院給付金（疾病入院給付金、災害入院給付金を含みます）
○入院一時金（災害入院一時金を含みます）
○手術給付金（放射線治療給付金を含みます）

ご参考

（所得税法施行令第３０条　所得税基本通達９－２１）

※指定代理請求人が受取人の代わりに保険金・給付金などを受け取った場合も非課税となります。

2．死亡保険金などの税法上の取扱

●ご契約者、被保険者、死亡保険金などの受取人の関係により、つぎのとおり受取になる死亡保険金などにかかる税金が異なります。

〔災害死亡保険金・死亡保険金・死亡給付金をお受け取りのとき〕

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合				相続税（＊）
ご契約者と受取人が同一人の場合				所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合				贈与税

（＊）ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金（死亡給付金などを含み、保険契約が複数ある場合は合算します）の受取人が相続人の場合は、死亡保険金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

！ご注意

●2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1％が課されます。

免責事由一覧

【1】保険金・給付金等を支払わない場合

保険金・給付金等 名　称	免責事由
死亡保険金	・責任開始日から起算して２年以内の自殺（＊１） ・保険契約者の故意 ・死亡保険金受取人（死亡給付金受取人）の故意（＊２） ・戦争その他の変乱（＊３）
高度障害保険金	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊３）
生活介護保険金 介護保険金	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存（＊４） ・戦争その他の変乱（＊３）
災害入院給付金 災害入院一時金	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（＊３） ・戦争その他の変乱（＊３）
疾病入院給付金 入院一時金 手術給付金 放射線治療給付金	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存（＊４） ・地震、噴火または津波（＊３） ・戦争その他の変乱（＊３）

保険金・給付金等 名　称	免責事由
特約保険金 （リビング・ニーズ特約）	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・指定代理請求人の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊３）

（＊１）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、保険金・給付金をお支払いすることがありますので、当社にお問い合わせください。

（＊２）被保険者を死亡させた受取人が死亡保険金などの一部の受取人である場合は、死亡保険金などの残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金（入院保険、死亡給付金があるときは死亡給付金）はご契約者にお支払いします。死亡保険金受取人（死亡給付金受取人）が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり保険金などは支払われません。

（＊３）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

（＊４）対象となる薬物依存については、総則別表24の「薬物依存」をご覧ください。

参照 186 ページ
総則別表 24

【２】保険料の払込を免除しない場合

保険料の払込を免除する場合 （払込免除事由）	保険料の払込を免除しない場合 （免責事由）
高度障害状態になられたとき	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊）
不慮の事故による所定の身体障害状態	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（＊） ・戦争その他の変乱（＊）

（＊）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部の払込を免除することがあります。

取扱総則規定約款

2025年5月1日改正

（この規定の趣旨）

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第１節　用語の定義

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金、遺族給付金ならびに無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当終身認知症・生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「(無解約払戻金型)」および「(低解約払戻金型)」の表示を省略して記載します。

２．給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

（給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由）

第２条　保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第１編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第２節　会社の責任開始期

１．会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第３条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合
　　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　　第１回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

② 会社の責任開始の日を契約日とします。

③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
(6) 保険期間
(7) 給付金額等およびその支払方法
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

⑤　保険料一時払の保険契約のときは、第１項中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第３節　保険料の払込

１．保険料の払込

（保険料の払込）

第４条　第２回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第１項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

②　第２回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
(1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
(2) 猶予期間
(3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと

③　保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特則が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特則が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特則の消滅をともなうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。

④　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。

⑤　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

⑥　前項の場合、未払込保険料の払込については、第７条（保険料払込の猶予期間）第４項の規定を準用します。

⑦　つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
(1) 給付金額等の減額が行われたとき
(2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

第５条　保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
(1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
(2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
(3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
(6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

②　前項第２号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第７条第１項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。

③　第１項第２号の方法による場合、第７条第１項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。

④　保険契約者は、第１項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。

⑤　保険料の払込方法（経路）が第１項第２号、第３号、第５号または第６号である保険契約において、その保険契約

が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

⑥　保険契約者は、第１項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

２．保険料の前納

（保険料の前納）

第６条　保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて６か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

②　前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。

③　つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

(1) 保険契約が消滅したとき

(2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき

(3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）

④　前項第１号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。

(1) 保険契約の消滅をともなう給付金等

(2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）

⑤　特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

３．保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第７条　第２回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

②　猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。

③　前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。

④　猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第８条　保険料が払い込まれないまま前条第１項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

４．保険契約の復活

（保険契約の復活）

第９条　保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して３年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

②　保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－１）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。

④　第21条（保険契約者に対する貸付）第６項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。

⑤　会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の復活を承諾した後に第３項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
(2) 第３項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

⑥　会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第４節　保険契約の解除等

１．詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条　保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

２．告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条　保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

②　会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④　第１項または第２項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。

⑤　本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第13条　会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき

(5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して２年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。

②　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者（満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ．保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

②　会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号ア．からオ．までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　第１項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。

④　本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑤　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑥　個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約、無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。

(2) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第３項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。

(3) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第４項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。

⑦　会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第１項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かっ

て解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第３項および第４項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
(2) 第４項中、「各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第５節　保険契約内容の変更

１．給付金額等の減額

（給付金額等の減額）

第15条　保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。
②　給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－３）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
③　給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
④　給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

２．保険期間の変更

（保険期間の変更）

第16条　保険期間の変更は取り扱いません。

３．保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）

第17条　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。
②　保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－３）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
③　会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
④　保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第６節　保険契約の更新

１．保険契約の更新

（保険契約の更新）

第18条　保険契約者は、保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。
②　前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の２週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。
③　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
(1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
(2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
(3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
ア．無配当積立保険
イ．無配当養老保険
ウ．無配当生存給付金付定期保険
(4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
④　つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
(1) 保険期間
(2) 保険契約の型
(3) 支払限度の型
(4) 生存給付金の形式
(5) 年金支払満了年齢

(6) 最低支払保証期間

⑤　前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、第１項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。

(2) 保険期間を更新前と同一とすると第３項第２号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき

会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。

イ．前ア．以外であるとき

保険契約は更新することができません。

⑥　更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。

⑦　更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。

⑧　更新後の保険契約の第１回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑨　第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑩　更新後の保険契約の第１回保険料が払い込まれないまま第８項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。

⑪　更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

⑫　保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払

(2) 給付金等の支払限度

(3) 保険料の払込免除

(4) 告知義務および告知義務違反による解除

(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効

(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効

(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効

(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効

(9) 削減期間

⑬　保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。

⑭　保険料一時払の保険契約に更新する場合、第８項および第10項中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

⑮　保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第３号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。

⑯　第３項第４号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険契約を更新時に締結します。

⑰　保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第７節　保険期間が終身の保険契約への変更

１．保険期間が終身の保険契約への変更

（保険期間が終身の保険契約への変更）

第19条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

②　前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。

③　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

(1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合

(2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。

(3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。

(4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
(5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合

④　前項第５号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。

⑤　変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。

⑥　変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。

⑦　変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。

⑧　変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑨　第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑩　変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第８項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

⑪　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 給付金等の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 削減期間

⑫　保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。

⑬　保険料一時払の保険契約に変更する場合、第８項および第10項中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

⑭　本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

１．保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

第20条　保険料が第７条第１項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後２か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が２か月未満のときは、１か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

②　前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第５項第１号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
(1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
(2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

③　本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－４）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

④　本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
(1) 会社所定の利率で計算します。
(2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
(3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。

⑤　すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
(1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
(2) 前号の場合、前項第２号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。

⑥　保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、

つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
(1) 保険契約または特則が消滅したとき
(2) 給付金額等を減額したとき
(3) 保険料払込期間を変更したとき

⑦　生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。

⑧　前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第１回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

２．保険契約者に対する貸付

（保険契約者に対する貸付）

第21条　保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
(1) 各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
(2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

②　本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－５）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

④　つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
(1) 保険契約または特則が消滅したとき
(2) 給付金額等を減額したとき
(3) 保険料払込期間を変更したとき

⑤　生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。

⑥　前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。

⑦　前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第１回の終身生活介護年金の金額（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第１回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。）をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
(2) 第１回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第９節　契約者配当金

１．契約者配当金

（契約者配当金）

第22条　この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人

１．保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

（保険契約者の変更）

第23条　保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

②　保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－６）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金等の受取人の変更）

第24条　保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割

増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。
(1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡保険金等受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
(2) 満期保険金受取人
② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。
③ 第１項第１号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。
(1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合
(2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合
④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。
⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。
⑥ 第４項および前項により給付金等の受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－７）に定める書類を会社に提出してください。
⑧ 第１項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）
第25条　前条に定めるほか、保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。
② 前項の受取人の変更は、前条第３項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表（②－７）に定める書類を会社に提出してください。

２．保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

（保険契約者の代表者）
第26条　保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
③ 保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。

（死亡保険金等の受取人の代表者）
第27条　死亡保険金等の受取人が２人以上いるときは、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。
② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の１人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

３．保険契約者の住所または集金場所の変更

（保険契約者の住所または集金場所の変更）
第28条　保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。
③ 第１項の規定にかかわらず、保険契約者の同意を得て、変更後の保険契約者の住所について会社の定める方法により提供を受けたときは、保険契約者からの通知の省略を認めることがあります。

第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続

１．給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）
第29条　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契

約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②−11）に定める書類を会社に提出してください。

④ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第７項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

ア．生存を支払事由とする給付金等

イ．解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

ウ．特則の給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第８項に該当するものを除きます。）

⑤ 前項第１号から第３号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

⑥ 第４項第４号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ．当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第２項本文の金額は、前ア．の金額を差し引いた金額とします。

ウ．第１項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦ 第４項第５号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額は、第１回および第２回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ．保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

⑧ 個人年金保険契約等および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約において、第１項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第１項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。

⑨ 無配当終身認知症・生活介護年金保険契約において、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後は本条の「解約」を「型の変更」と読み替えて適用します。（第４項第４号を除きます。）

第12節　その他

１．被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第30条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第31条　契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

②　保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第32条　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

②　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3．時効

（時効）

第33条　給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅します。

4．管轄裁判所

（管轄裁判所）

第34条　この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

②　この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5．デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカード等による保険料等の払込）

第35条　保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

②　前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

③　第１項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第36条　保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

②　前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。

③　会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。

(1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと

(2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと

④　前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6．給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）

第37条　保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。

ア．給付金等の受取人が同一であること

イ．保険種類および名称が同一の給付金等または会社が同時に請求が行われたものとして取り扱うことを認めた給付金等であること

(2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7．情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第38条　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。

②　会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8．インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第39条　保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(3) 会社は、第１号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9．既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

（既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則）

第40条　保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の２週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

(1) この保険契約の契約日は、第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。

(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

②　この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

無配当定期保険（００１）普通保険約款

2024年４月１日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(2) 高度障害保険金

被保険者が高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第２条　この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき		被保険者

②　前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
高度障害保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第４条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

②　会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。

③　死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

④　死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、高度障害保険金を支払いません。

⑤　保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。

⑥　死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。

⑦　被保険者が戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡しまたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑧　つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺

(2) 死亡保険金受取人の故意

(3) 戦争その他の変乱

⑨　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

⑩　高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して１年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して１年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。

⑪　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険金の支払方法の選択）

第５条　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

②　前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。

③　会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第１項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

⑤　保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第１項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第６条　保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してく

ください。

② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	（①－１）
高度障害保険金	（①－３）

③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥ 第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦ 第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が２人以上いるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第７条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑤ 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第８条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第９条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第10条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目	適用する規定	適用しない規定
第１節　用語の定義	○	
第２節　会社の責任開始期	○	
第３節　保険料の払込	○	

取扱総則規定約款　項目		適用する規定	適用しない規定
第４節　保険契約の解除等		○	
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節　保険契約の更新		○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更			○
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第９節　契約者配当金		○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第12節　その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第12条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

３．払戻金

（解約払戻金）

第13条　解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

４．無配当終身保険への変更

（無配当終身保険へ変更する場合の特則）

第14条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当終身保険普通保険約款に定めるところにより、この保険契約を無配当終身保険へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

(1) 保険料の払込が免除されている場合

(2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。

(3) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合

(4) 変更日に会社が無配当終身保険の締結を取り扱っていない場合

②　本条による変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

５．他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第15条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、この保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

(1) 無配当収入保障保険

② 前項のほか、保険料の払込が免除されている変更前契約は、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、変更後契約に変更されます。

③ 本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。

④ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

(1) 変更前契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。

(2) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合

(3) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合

⑤ 変更後の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、変更後の保険期間を変更することがあります。この場合、変更後の保険期間は、変更前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

⑥ 前項の規定にかかわらず、変更後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、第１項に定める他の保険契約からの変更の申出の際、会社の承諾を得て、変更後の保険期間を変更することができます。

(2) 保険期間を変更前と同一とすると変更後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．変更日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
　　会社の定める範囲内で保険期間を短縮して変更します。

イ．前ア．以外であるとき
　　本条の変更を行うことができません。

⑦ 第４項第３号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。

⑧ 変更後契約の保険金額は、変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。

⑨ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。

⑩ 変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑪ 総則規定第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび総則規定第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑫ 変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第10項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

⑬ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(1) 保険金の支払

(2) 保険料の払込免除

(3) 告知義務および告知義務違反による解除

⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

６．団体保険からの加入に関する特則

（団体保険からの加入に関する特則）

第16条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③ 第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の高度障害保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

無配当特定疾病治療保険〔Ｉ型〕（無解約払戻金型）（００２）普通保険約款

（2024年４月１日改正）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 特定疾病保険金

被保険者が保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（ガン）、急性心筋梗塞、脳卒中）により所定の状態に該当したときにお支払いします。

(2) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

(3) 特定疾病ワイド給付金（特定疾病ワイド給付金特則〔Ｉ型〕を付加した場合）

被保険者が保険期間中に悪性新生物（ガン）もしくは上皮内新生物等に罹患したと医師に診断確定されたときまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中の治療を目的として入院を開始したときにお支払いします。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．保険金の支払

（保険金の支払）

第２条　この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病保険金	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア．急性心筋梗塞（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ．脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	保険金額	被保険者

② 前項の特定疾病保険金の支払事由の(1) に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に総則

別表12の①Ｂ中、基本分類コードＣ50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払います。

（保険金の支払に関する補則）

第３条　被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について前条第１項の特定疾病保険金の支払事由に該当する診断確定または診断があった場合には、会社は、被保険者の死亡の直前にその診断確定または診断があったものとして取り扱います。

②　被保険者が責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞（総則別表12）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その急性心筋梗塞を直接の原因として被保険者が死亡した場合には、前条第１項の特定疾病保険金の支払事由の(2) ア．に規定する「労働の制限を必要とする状態」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、被保険者の死亡の直前に前条第１項の特定疾病保険金の支払事由の(2) ア．に規定する特定疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

③　被保険者が責任開始期以後に発病した脳卒中（総則別表12）により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでに、その脳卒中を直接の原因として被保険者が死亡した場合には、前条第１項の特定疾病保険金の支払事由の(2) イ．に規定する「他覚的な神経学的後遺症」が、その診療を受けた日から被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときにかぎり、被保険者の死亡の直前に前条第１項の特定疾病保険金の支払事由の(2) イ．に規定する特定疾病保険金の支払事由に該当する診断があったものとして取り扱います。

④　保険期間中に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病し、保険期間の満了する日から起算して60日以内に、被保険者が前条第１項に定める特定疾病保険金の支払事由の(2) に定める状態に該当した場合には、特定疾病保険金を支払います。

⑤　保険契約は、特定疾病保険金を支払った場合には、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

⑥　特定疾病保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。

⑦　保険契約者が法人の場合、前条の規定にかかわらず、特定疾病保険金の受取人は保険契約者とします。

⑧　被保険者が責任開始期前の疾病を原因として、責任開始期以後に前条第１項の特定疾病保険金の支払事由の(2) の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険契約の消滅）

第４条　被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（保険金の支払方法の選択）

第５条　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

②　前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。

③　会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第１項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

⑤　保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第１項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第６条　保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類別表（①－10）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第７条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 前項の保険料の払込免除事由の(1) の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項の保険料の払込免除事由の(2) の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて

承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。

⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第８条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 （総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 （総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

②　つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第９条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第10条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目	適用する 規定	適用しない 規定
第１節　用語の定義	○	
第２節　会社の責任開始期	○	
第３節　保険料の払込	○	
第４節　保険契約の解除等	○	

取扱総則規定約款　項目		適用する規定	適用しない規定
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節　保険契約の更新		○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更			○
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第９節　契約者配当金		○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第12節　その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第12条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

②　保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

３．払戻金

（解約払戻金）

第13条　この保険契約には、解約払戻金はありません。

４．団体保険からの加入に関する特則

（団体保険からの加入に関する特則）

第14条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

②　前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③　第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の特定疾病保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

５．他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第15条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、無配当産前産後ケア保障付特定医療保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）

に変更することができます。
② 本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
(1) 変更前契約の３大疾病給付金が支払われている場合
(2) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合
(3) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
④ 変更後の保険期間は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
⑤ 第３項第３号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
⑥ 変更後契約の保険金額は、変更前契約の基準金額を20倍した金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。
⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
⑧ 変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
⑨ 総則規定第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび総則規定第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。
⑩ 変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第８項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
⑪ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 保険金の支払
(2) 告知義務および告知義務違反による解除
⑫ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

特定疾病ワイド給付金特則〔Ⅰ型〕

（特則の付加）
第１条　保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

（給付金の支払）
第２条　この特則において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病 ワイド給付金	(1) 被保険者が、責任開始期前に悪性新生物（総則別表12）および上皮内新生物等（総則別表12）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、保険期間中に、悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたとき (2) 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病し、その疾病の治療を目的として、病院または診療所における入院（総則別表５）を開始したとき	給付金額	被保険者

② 前項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(1) に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物または総則別表12の③Ｂ中、基本分類コードＤ05の上皮内新生物（以下「乳房の上皮内癌」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、会社は、特定疾病ワイド給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物および乳房の上皮内癌については、責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病ワイド給付金を支払います。

（給付金の支払に関する補則）
第３条　被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について前条第１項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(1) に該当する診断確定が行われた場合には、会社は、被保険者の死亡の直前にその診断確定があったものとして取り扱います。
② 被保険者が保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を直接の原因として死亡したことが医学的に認められる場合には、会社は、被保険者の死亡の直前に前条第１項の特定疾病ワイド給付金の支払事由の(2) に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
③ 本則第２条（保険金の支払）第１項の特定疾病保険金の支払事由の(2) に該当したことにより特定疾病保険金が支払われる場合には、会社は、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時に前条第１項の特定疾病ワイド給付金の支

払事由の(2) に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
④　被保険者が急性心筋梗塞（総則別表12）もしくは脳卒中（総則別表12）以外の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因とする入院中に、急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を併発し、その治療を開始したと医学的に認められる場合には、その治療を開始した日に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）の治療を目的とした入院を開始したものとみなして取り扱います。
⑤　この特則は、特定疾病ワイド給付金を支払った場合には、その特定疾病ワイド給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
⑥　特定疾病ワイド給付金が支払われたことにより、この特則が消滅した場合には、会社の定めるところによりまだ保険料期間の到来していない将来の保険料をこの特則部分を除外したものに改め、保険契約者に通知します。
⑦　保険契約者が法人の場合、前条の規定にかかわらず、特定疾病ワイド給付金の受取人は保険契約者とします。
⑧　被保険者が責任開始期前の疾病を原因として、責任開始期以後に急性心筋梗塞（総則別表12）または脳卒中（総則別表12）を発病したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
(1) この特則の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
(2) その疾病（その疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
⑨　給付金の支払に関して本条に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則第３条（保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。

（特則を付加した場合の取扱）
第４条　この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
②　この特則のみの解約および給付金額のみの減額を取り扱いません。
③　本則の保険金額が減額されたときは、この特則の給付金額は同じ割合で減額されるものとします。
④　この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。この場合、更新後のこの特則の給付金額の本則の保険金額に対する割合は更新前と同一とします。
⑤　給付金の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
(1) 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類別表（①－17）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
(2) 給付金の支払時期および支払場所については、本則第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
⑥　本則第14条（団体保険からの加入に関する特則）による団体保険からの加入の際に、この特則を付加することはできません。
⑦　この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

無配当生活介護保険〔Ⅰ型〕（無解約払戻金型）（００２）普通保険約款

2024年４月１日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 生活介護保険金

被保険者が保険期間中に、会社所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護２以上の認定を受けたときにお支払いします。

(2) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第２条　この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
生活介護保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (1) つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき ア．総則別表13に定める要生活介護状態（以下「会社所定の要生活介護状態」といいます。）に該当したこと イ．会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して 180日あること (2) 総則別表14に定める公的介護保険制度により、総則別表14に定める要介護２以上に該当していると認定されたとき（以下「要介護２以上の状態」といいます。）	保険金額	被保険者

（保険金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
生活介護保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第４条　被保険者が会社所定の要生活介護状態に該当し、会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して180日を経過するまでの間に、保険期間が満了したときは、その事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要生活介護状態は、保険契約の有効中の会社所定の要生活介護状態とみなして、第２条（保険金の支払）の規定を適用します。

②　保険契約者が法人の場合、第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、生活介護保険金の受取人は保険契約者とします。

③　被保険者が戦争その他の変乱により会社所定の要生活介護状態または要介護２以上の状態に該当した場合でも、その原因により会社所定の要生活介護状態または要介護２以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、生活介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

④　保険契約は、生活介護保険金を支払った場合には、その生活介護保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

⑤　生活介護保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。

⑥　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第２条（保険金の支払）の生活介護保険金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険契約の消滅）

第５条　被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（保険金の支払方法の選択）

第６条　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

②　前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。

③　会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第１項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

⑤　保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第１項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第７条　保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
生活介護保険金	（①－11）

③　保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第８条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第１号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項第２号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第１項第１号の高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）
第９条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態（総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態（総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

②　つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。
(1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）
第10条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
②　保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
③　保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第７条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）
第11条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目		適用する規定	適用しない規定
第１節　用語の定義		○	
第２節　会社の責任開始期		○	
第３節　保険料の払込		○	
第４節　保険契約の解除等		○	
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節　保険契約の更新		○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更			○
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○

取扱総則規定約款　項目	適用する規定	適用しない規定
第９節　契約者配当金	○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人	○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第12節　その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第12条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第13条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

②　保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

３．払戻金

（解約払戻金）

第14条　この保険契約には、解約払戻金はありません。

４．法令等の改正に伴う支払事由の変更

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第15条　会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の支払事由を変更することがあります。

②　会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。

③　本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

④　前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の２週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 第２項の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法

⑤　前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第２号の方法を指定されたものとみなします。

５．他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第16条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、この保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

(1) 無配当就業不能収入保障保険〔Ｉ型〕（無解約払戻金型）

(2) 無配当介護就業不能収入保障保険〔Ｉ型〕（無解約払戻金型）

②　前項のほか、保険料の払込が免除されている変更前契約は、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、変更後契約に変更されます。

③　本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。

④　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

(1) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合

(2) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合

⑤　変更後の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、変更後の保険期間を変更することがあります。この場合、変更後の保険期間は、変更前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

⑥　前項の規定にかかわらず、変更後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、第１項に定める他の保険契約からの変更の申出の際、会社の承諾を得て、変更後の保険期間を変更することができます。

(2) 保険期間を変更前と同一とすると変更後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．変更日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
　　会社の定める範囲内で保険期間を短縮して変更します。

イ．前ア．以外であるとき
　　本条の変更を行うことができません。

⑦　第４項第２号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。

⑧　変更後契約の保険金額は、変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。

⑨　変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。

⑩　変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑪　総則規定第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび総則規定第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑫　変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第10項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

⑬　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(1) 保険金の支払

(2) 保険料の払込免除

(3) 告知義務および告知義務違反による解除

⑭　本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

６．団体保険からの加入に関する特則

（団体保険からの加入に関する特則）

第17条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

②　前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③　第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の生活介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

無配当介護保険（００１）普通保険約款

2024年４月１日改定

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 介護保険金

被保険者が保険期間中に、会社所定の要介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護３以上の認定を受けたときにお支払いします。

(2) 死亡保険金（Ⅱ型の場合にかぎります。）

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(3) 高度障害保険金（Ⅱ型の場合にかぎります。）

被保険者が保険期間中に高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態（Ⅰ型の場合にかぎります。）または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．保険契約の型

（保険契約の型）

第２条　保険契約者は、保険契約の締結の際、つぎのいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

保険契約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
保険金	介護保険金	介護保険金 死亡保険金 高度障害保険金

②　前項に規定する保険契約の型の変更は取り扱いません。

３．保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第３条　この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

(1) 保険契約の型がⅠ型およびⅡ型の場合

名称	支払事由	支払金額	受取人
介護保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (1) つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき ア．総則別表13に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと イ．会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して 180日あること (2) 総則別表14に定める公的介護保険制度により、総則別表14に定める要介護３以上に該当していると認定されたとき（以下「要介護３以上の状態」といいます。）	保険金額	被保険者

(2) 保険契約の型がⅡ型の場合

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき		被保険者

② 前項第２号の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金の免責事由）

第４条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
介護保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第５条　被保険者が会社所定の要介護状態に該当し、会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して 180日を経過するまでの間に、保険期間が満了したときは、その事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要介護状態は、保険契約の有効中の会社所定の要介護状態とみなして、第３条（保険金の支払）の規定を適用します。

② 保険契約者が法人で、かつ、つぎの各号のいずれかに該当する場合、第３条（保険金の支払）の規定にかかわらず、介護保険金および高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。

(1) 死亡保険金受取人が保険契約者であるとき

(2) 保険契約の型がⅠ型であるとき

③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態、会社所定の要介護状態もしくは要介護３以上の状態に該当した場合でも、その原因により死亡しまたは高度障害状態、会社所定の要介護状態もしくは要介護３以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金もしくは介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

④ 保険契約は、つぎの各号のいずれかに該当した時から消滅したものとみなします。

(1) 介護保険金を支払った場合には、その介護保険金の支払事由に該当した時

(2) 保険契約の型がⅡ型で、高度障害保険金を支払った場合には、その高度障害状態に該当した時

⑤　介護保険金が支払われたことにより、この保険契約が消滅した場合には、保険契約者に通知します。
⑥　保険契約の型がⅡ型の場合、被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
⑦　保険契約の型がⅡ型の場合、死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金を支払う前に介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。
⑧　保険契約の型がⅡ型の場合、死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金が支払われたときは、その支払後に介護保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
⑨　保険契約の型がⅡ型の場合、死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を死亡保険金の他の受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
⑩　保険契約の型がⅡ型の場合、つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺
(2) 死亡保険金受取人の故意
(3) 戦争その他の変乱
⑪　保険契約の型がⅡ型の場合、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
⑫　保険契約の型がⅡ型の場合、高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間の満了する日の翌日から起算して１年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して１年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。
⑬　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第３条（保険金の支払）第１項第１号の介護保険金の支払事由の規定に定める状態または高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険契約の消滅）
第６条　保険契約の型がⅠ型の場合、被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（保険金の支払方法の選択）
第７条　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
②　前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
③　会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
④　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第１項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
⑤　保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第１項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）
第８条　保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
②　保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
介護保険金	（①－11）

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	(①－１)
高度障害保険金	(①－３)

③　保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

⑧　官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が２人以上いるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

４．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第９条　この保険契約における保険料の払込免除は、保険契約の型に応じてつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	適用する規定		払込を免除する保険料
	Ⅰ型の場合	Ⅱ型の場合	
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	○		総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	○	○	

② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第１号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項第２号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第１項第１号の高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第10条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態（総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態（総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第11条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第８条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第12条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目			適用する規定	適用しない規定
第１節　用語の定義			○	
第２節　会社の責任開始期			○	
第３節　保険料の払込			○	
第４節　保険契約の解除等			○	
第５節 保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額		○	
	２．保険期間の変更			○
	３．保険料払込期間の変更	保険期間が有期の場合		○
		保険期間が終身の場合	○	
第６節　保険契約の更新			○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更		Ⅰ型の場合		○
		Ⅱ型の場合	○	
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		保険期間が有期の場合		○
		保険期間が終身の場合	○	
第９節　契約者配当金			○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人			○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続			○	
第12節　その他			○	
別表			○	
請求書類別表			○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第13条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、つぎのとおりです。

保険期間	保険料払込方法（回数）
有期の場合	月払
終身の場合	月払または一時払

２．解約

（解約）

第14条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

3．払戻金

（解約払戻金）

第15条　解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第８条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

4．払済保険への変更

（払済保険への変更）

第16条　保険期間が終身の場合、保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額（以下「払済保険金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

②　払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 払済保険の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。

(2) 払済保険金額は、変更時の解約払戻金額（総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）にもとづいて定めます。

③　払済保険への変更後は、つぎに定める保険金を支払います。

(1) 被保険者が第３条（保険金の支払）に定める介護保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を介護保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。

(2) 被保険者が第３条（保険金の支払）に定める死亡保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(3) 被保険者が第３条（保険金の支払）に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。

④　払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－３）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

⑤　払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

5．法令等の改正に伴う支払事由の変更

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第17条　会社は、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の支払事由を変更することがあります。

②　会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。

③　本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

④　前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の２週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 第２項の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法

⑤　前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第２号の方法を指定されたものとみなします。

6．他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第18条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期または終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

(1) 無配当介護収入保障保険

②　前項のほか、保険料の払込が免除されている変更前契約は、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに、保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、保険期間が有期の変更後契約に変更されます。

③　本条の変更を行う場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
④　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
(1) 変更前契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
(2) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合
(3) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
⑤　変更後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
(1) 第１項の規定により本条の変更を行う場合は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。この場合、保険契約の型がＩ型のときは、変更後契約の保険期間は有期にかぎります。
(2) 第２項の規定により本条の変更を行う場合は、変更前の保険期間と同一とします。ただし、変更前の保険期間と同一とすると変更後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、つぎのとおり取り扱います。
ア．変更日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して変更します。
イ．前ア．以外であるとき
本条の変更を行うことができません。
⑥　変更後契約の保険契約の型は、変更前契約の保険契約の型と同一とします。
⑦　第４項第３号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
⑧　変更後契約の保険金額は、変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者から変更前契約の保険期間の満了する日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、変更後契約の保険金額を変更することができます。
⑨　変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
⑩　変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
⑪　総則規定第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび総則規定第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。
⑫　変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第10項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
⑬　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 保険金の支払
(2) 保険料の払込免除
(3) 告知義務および告知義務違反による解除
⑭　本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

７．団体保険からの加入に関する特則

（団体保険からの加入に関する特則）
第19条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）から保険契約の型がＩ型のこの保険契約に加入することができます。
②　前項の規定により保険契約の型がＩ型のこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。
③　第１項の規定により加入前契約から保険契約の型がＩ型のこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。
(2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

無配当入院保険（無解約払戻金型）（００３）普通保険約款

2024年12月２日実施

（この保険の趣旨）

この保険は、被保険者が入院したときの保障を行うことを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 入院給付金

ア．災害入院給付金

被保険者が保険期間中に、不慮の事故による傷害により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

イ．疾病入院給付金

被保険者が保険期間中に、疾病により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

(2) 死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．給付金の支払および免責事由

（入院給付金の支払）

第２条　この保険契約において支払う入院給付金は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
入院給付金	災害入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が病院または診療所における入院（総則別表５）であること (5) その入院日数が１日以上であること	入院１回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
	疾病入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) その入院が疾病の治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表５）であること (4) その入院日数が１日以上であること	入院１回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	

② 前項の支払事由に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して14日を経過する前に発病したつぎの各号に定める疾病（「14日不担保対象感染症」といいます。）を直接の原因とするときは、会社は、入院給付金を支払いません。

(1) 責任開始期の属する日において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」といいます。）第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症として認められている疾病

(2) 責任開始期の属する日において、感染症予防法第６条第８項の指定感染症として定められている疾病

(3) 責任開始期の属する日において、感染症予防法第６条第９項の新感染症として認められている疾病

③ 第１項の支払事由に該当した場合でも、睡眠時無呼吸（総則別表51）による入院（その診断または検査のための入院を含みます。）をした場合で、その入院日数が２日以内、かつ、睡眠時無呼吸（総則別表51）と医師により診断されなかったときは、会社は、入院給付金を支払いません。

（入院給付金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、入院給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害入院給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
疾病入院給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（入院給付金の支払に関する補則）

第４条　２以上の不慮の事故、異なる疾病の併発または不慮の事故と疾病の重複により、入院給付金の支払事由が重複する場合でも、入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって入院給付金を支払います。

順位	入院給付金の種類
第１順位	つぎの各号に定める疾病（以下「３大疾病」といいます。）を直接の原因とし、その３大疾病の治療を目的とする入院についての疾病入院給付金（以下「３大疾病による疾病入院給付金」といいます。） (1) 責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12） (2) 責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞（総則別表12） (3) 責任開始期以後の疾病を原因として発病した脳卒中（総則別表12）
第２順位	災害入院給付金
第３順位	３大疾病以外の疾病の治療を目的とする入院についての疾病入院給付金（以下「３大疾病以外の疾病入院給付金」といいます。）

② 後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院中に先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たな入院を開始したものとして取り扱います。

③ 先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した後に、後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たに後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものとして取り扱います。

④　被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるか否かにかかわらず、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第２項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日）から起算して 180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する１回の入院とみなして第２条（入院給付金の支払）および次条第１項の規定を適用します。

⑤　被保険者が３大疾病以外の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因が同一か否かにかかわらず、３大疾病以外の疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第２項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日）から起算して 180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する１回の入院とみなして第２条（入院給付金の支払）および次条第１項の規定を適用します。

⑥　被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をした場合には、疾病の治療を目的とする入院とみなし、第２条（入院給付金の支払）の規定を適用して疾病入院給付金を支払います。

(1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院

(2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院

(3) 責任開始期以後に開始した総則別表17に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院

(4) 総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して１年を経過した日以後の入院にかぎります。

⑦　被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。

⑧　被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、第２条（入院給付金の支払）の規定を適用します。

⑨　被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内に開始した入院について、つぎのア．またはイ．のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなして取り扱います。

ア．保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ａ．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

ｂ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ｃ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(2) 責任開始期の属する日から起算して２年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

⑩　保険契約者が法人のときは、第２条（入院給付金の支払）の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

⑪　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院給付金の支払限度）

第５条　入院給付金の１回の入院についての支払限度および通算支払限度は、１回の入院における入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	１回の入院についての支払限度	通算支払限度
30日型	支払日数　30日	災害入院給付金および疾病入院給付金それぞれについて、支払日数を通算して 1,095日
60日型	支払日数　60日	
120日型	支払日数 120日	

②　保険契約者は、保険契約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

③　前項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。

④　第１項の規定にかかわらず、その入院が、３大疾病による疾病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、３大疾病による疾病入院給付金についての支払日数は、１回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

（死亡給付金の支払）

第６条　この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第７条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

（死亡給付金の支払に関する補則）

第８条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

②　死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

③　死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

④　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険契約の消滅）

第９条　被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第10条　給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

②　給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
入院給付金	(①－６)
死亡給付金	(①－１)

③　給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限

定される照会　　60日
(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日
(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　120日
(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 前項第１号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
(2) 前項第２号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 （総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 （総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。
(1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第13条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編 共通規定

（共通規定）

第14条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目		適用する 規定	適用しない 規定
第１節 用語の定義		○	
第２節 会社の責任開始期		○	
第３節 保険料の払込		○	
第４節 保険契約の解除等		○	
第５節 保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節 保険契約の更新		○	
第７節 保険期間が終身の保険契約への変更		○	
第８節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第９節 契約者配当金		○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節 給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第12節 その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第15条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第16条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

３．払戻金

（解約払戻金）

第17条　解約払戻金は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

　　解約払戻金はありません。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

　　死亡給付金額と同額とします。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

４．疾病入院給付金に特別条件を付加する場合の特則

（疾病入院給付金に特別条件を付加する場合の特則）

第18条　この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の１つまたは２つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

　　この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

　　この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表４に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第２条（入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

②　前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

　　更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

　　更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③　第１項の規定により特別条件が付加された場合、第１項の特別条件を保険契約者が承諾したとき（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第１回分を受け取ったとき）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第１項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第１回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

④　前項の規定にかかわらず、保険契約者が第１項の特別条件を付加した保険契約の申込をした場合には、会社がその申込を承諾したとき（割増保険料の払込が必要で、かつ、承諾した後に会社がその第１回分を受け取った場合は、その第１回分を受け取ったとき）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。

5．他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

（他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第19条　保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときには、本条の取扱を行いません。

(2) 更新後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。

(3) 更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

（他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則）

第20条　保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。

ア．他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき

イ．他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき

(2) 変更後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。

(3) 変更後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(5) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

6．医療保障保険（団体型）等から加入する場合の特則

（医療保障保険（団体型）等から加入する場合の特則）

第21条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）用家族特約（医療保障保険（団体型）に医療保障保険（団体型）用長期療養給付特約または医療保障保険（団体型）用短期入院特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）から支払限度の型が120日型のこの保険契約に加入することができます。

② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③ 第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日の前日までに入院を開始し、この保険契約の責任開始期の属する日を含んで継続して入院している場合、加入前契約における入院給付金のその支払日数については、この保険契約における入院給付金を支払う日数の通算限度の計算に算入します。

(3) 被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日から起算して１年以内に総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたときは、１年を経過した日以後に造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたものとみなして取り扱います。

(4) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的があったものとします。

(5) 第２条（入院給付金の支払）第２項の規定は適用しません。

備考

1．治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2．入院日数が１日

「入院日数が１日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

3．医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
(2) 妊娠高血圧症候群とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）（００３)普通保険約款

2024年12月2日実施

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 入院一時金

被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により入院したときにお支払いします。

(2) 死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	一時金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても一時金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由

（入院一時金の支払）

第２条　この保険契約において支払う入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
入院 一時金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること、または、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内に開始した入院であること (2) その入院が治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表５）であること (4) その入院日数が１日以上であること	入院１回につき、 入院一時金額	被保険者

②　前項の支払事由に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して14日を経過する前に発病したつぎの各号に定める疾病（「14日不担保対象感染症」といいます。）を直接の原因とするときは、会社は、入院一時金を支払いません。

(1)　責任開始期の属する日において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」といいます。）第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症として認められている疾病

(2) 責任開始期の属する日において、感染症予防法第６条第８項の指定感染症として定められている疾病

(3) 責任開始期の属する日において、感染症予防法第６条第９項の新感染症として認められている疾病

③　第１項の支払事由に該当した場合でも、睡眠時無呼吸（総則別表51）による入院（その診断または検査のための入院を含みます。）をした場合で、その入院日数が２日以内、かつ、睡眠時無呼吸（総則別表51）と医師により診断

されなかったときは、会社は、入院一時金を支払いません。

（入院一時金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、入院一時金を支払いません。

名称	免責事由
入院一時金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（入院一時金の支払に関する補則）

第４条　被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病による継続した１回の入院とみなして第２条（入院一時金の支払）の規定を適用し、入院一時金の支払は１回のみとします。

(1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる不慮の事故が生じていたときまたは生じたとき

(2) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる疾病を併発していたときまたは併発したとき

②　つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして第２条（入院一時金の支払）の規定を適用します。

(1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院

(2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院

(3) 責任開始期以後に開始した総則別表17に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院

(4) 総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して１年を経過した日以後の入院にかぎります。

③　被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院については、前回の入院から継続する１回の入院とみなして、入院一時金の支払は１回のみとします。

④　被保険者の入院中に入院一時金額が減額されたときは、入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の入院一時金額にもとづいて支払います。

⑤　被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内に開始した入院について、つぎのア．またはイ．のいずれかの場合に該当するときは、その入院は責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなして取り扱います。

ア．保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ａ．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

ｂ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ｃ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(2) 責任開始期の属する日から起算して２年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

⑥　保険契約者が法人のときは、第２条（入院一時金の支払）の規定にかかわらず、入院一時金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

⑦　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院一時金の支払限度）

第５条　入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

②　前項の規定にかかわらず、つぎの各号に定める疾病（以下「３大疾病」といいます。）を直接の原因として入院一時金が支払われる入院を開始したときは、その入院一時金の支払回数については前項の支払限度には含めません。

(1) 責任開始期以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（総則別表12）または上皮内新生物等（総則別表12）

(2) 責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞（総則別表12）

(3) 責任開始期以後の疾病を原因として発病した脳卒中（総則別表12）

③　被保険者が、入院一時金が支払われる入院を開始した時に、３大疾病と３大疾病以外の疾病または３大疾病と不慮の事故による傷害を併発していた場合は、３大疾病による入院一時金に該当する入院であると会社が認めたときにかぎり、その入院一時金の支払回数については第１項の支払限度には含めません。

（死亡給付金の支払）

第６条　この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	入院一時金額	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第７条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

（死亡給付金の支払に関する補則）

第８条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

②　死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

③　死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

④　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険契約の消滅）

第９条　被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第10条　入院一時金または死亡給付金（以下本条において「入院一時金等」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または入院一時金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

②　入院一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

入院一時金等の名称	請求書類別表の番号
入院一時金	(①－６)
死亡給付金	(①－１)

③　入院一時金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　入院一時金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から入院一時金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは入院一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から入院一時金等請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院一時金等を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その入院一時金等を請求した者に通知します。

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第１号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項第２号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、総則規定に定める保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態（総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態（総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

②　つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第13条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第14条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目		適用する規定	適用しない規定
第１節　用語の定義		○	
第２節　会社の責任開始期		○	
第３節　保険料の払込		○	
第４節　保険契約の解除等		○	
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節　保険契約の更新		○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更		○	
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第９節　契約者配当金		○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続		○	

取扱総則規定約款　項目	適用する規定	適用しない規定
第12節　その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第15条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第16条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

３．払戻金

（解約払戻金）

第17条　解約払戻金は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

　　解約払戻金はありません。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

　　死亡給付金額と同額とします。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

４．特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第18条　この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の１つまたは２つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

　　この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

　　この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表４に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第２条（入院一時金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

②　前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

　　更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

　　更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③　第１項の規定により特別条件が付加された場合、第１項の特別条件を保険契約者が承諾したとき（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第１回分を受け取ったとき）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第１項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時

（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第１回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

④　前項の規定にかかわらず、保険契約者が第１項の特別条件を付加した保険契約の申込をした場合には、会社がその申込を承諾したとき（割増保険料の払込が必要で、かつ、承諾した後に会社がその第１回分を受け取った場合は、その第１回分を受け取ったとき）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。

５．他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

（他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第19条　保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときには、本条の取扱を行いません。

(2) 更新後のこの保険契約の入院一時金額は、他の保険契約の入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

（他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則）

第20条　保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。

ア．他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき

イ．他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき

(2) 変更後のこの保険契約の入院一時金額は、他の保険契約の入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

６．団体入院一時金保険等から加入する場合の特則

（団体入院一時金保険等から加入する場合の特則）

第21条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、団体入院一時金保険または家族入院一時金特約（以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

②　前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③　第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の入院一時金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日から起算して１年以内に総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたときは、１年を経過した日以後に造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたものとみなして取り扱います。

(3) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または一時金等を不法に取得する目的または他人に一時金等を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または入院一時金等を不法に取得する目的または他人に入院一時金等を不法に取得させる目的があったものとします。

(4) 第２条（入院一時金の支払）第２項の規定は適用しません。

備考

１．治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

２．入院日数が１日

「入院日数が１日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に

して判断します。

3．医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
(2) 妊娠高血圧症候群とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当災害入院一時金保険（無解約払戻金型）（００３）普通保険約款

2024年12月2日実施

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 災害入院一時金

被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害または所定の感染症により入院したときにお支払いします。

(2) 死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	一時金または給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても一時金もしくは給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．災害入院一時金および死亡給付金の支払および免責事由

（災害入院一時金の支払）

第２条　この保険契約において支払う災害入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
災害入院一時金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内に開始した入院であること、または、責任開始期以後に発病した感染症（総則別表４）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（総則別表５）であること (4) その入院日数が１日以上であること	入院１回につき、 災害入院一時金額	被保険者

②　前項の支払事由に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して14日を経過する前に発病した感染症（総則別表４）を直接の原因とするときは、会社は、災害入院一時金を支払いません。ただし、感染症（総則別表４）のうち新型コロナウイルス感染症については、責任開始期の属する日において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるつぎのいずれかに該当する場合にかぎり、この取扱を行うものとします。

(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症

(2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症

(3) 指定感染症

（災害入院一時金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、災害入院一時金を支払いません。

名称	免責事由
災害 入院 一時金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

（災害入院一時金の支払に関する補則）

第４条　被保険者が災害入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または感染症（総則別表４）による継続した１回の入院とみなして第２条（災害入院一時金の支払）の規定を適用し、災害入院一時金の支払は１回のみとします。

(1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または感染症（総則別表４）と異なる不慮の事故が生じていたときまたは生じたとき

(2) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または感染症（総則別表４）と異なる感染症（総則別表４）を併発していたときまたは併発したとき

②　被保険者が災害入院一時金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合でも、それぞれの入院の原因にかかわらず、災害入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して 180日を経過する前に開始した入院については、前回の入院から継続する１回の入院とみなして、災害入院一時金の支払は１回のみとします。

③　被保険者の入院中に災害入院一時金額が減額されたときは、災害入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の災害入院一時金額にもとづいて支払います。

④　保険契約者が法人のときは、第２条（災害入院一時金の支払）の規定にかかわらず、災害入院一時金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

⑤　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（災害入院一時金の支払限度）

第５条　災害入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

（死亡給付金の支払）

第６条　この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	災害入院一時金額	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第７条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

（死亡給付金の支払に関する補則）

第８条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

②　死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

③　死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額

を保険契約者に支払います。
④　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険契約の消滅）
第９条　つぎの各号のいずれかに該当した場合には、該当した時から保険契約は消滅したものとします。
(1) 被保険者が死亡した場合
(2) 災害入院一時金の支払回数が第５条（災害入院一時金の支払限度）の通算支払限度に達した場合
②　前項第１号の規定により、この保険契約が消滅した場合は、保険契約者はただちに会社に通知してください。
③　第１項第２号の規定によりこの保険契約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（災害入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）
第10条　災害入院一時金または死亡給付金（以下本条において「災害入院一時金等」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または災害入院一時金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
②　災害入院一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

災害入院一時金等の名称	請求書類別表の番号
災害入院一時金	（①－６）
死亡給付金	（①－１）

③　災害入院一時金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
④　災害入院一時金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から災害入院一時金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無
(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは災害入院一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から災害入院一時金等請求時までにおける事実
⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、災害入院一時金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日
(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日
(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日
(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日
⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害入院一時金等を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その災害入院一時金等を請求した者に通知します。

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第１号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項第２号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、総則規定に定める保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 （総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 （総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

②　つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第13条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（災害入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第14条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目		適用する規定	適用しない規定
第１節　用語の定義		○	
第２節　会社の責任開始期		○	
第３節　保険料の払込		○	
第４節　保険契約の解除等		○	
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節　保険契約の更新		○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更		○	
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第９節　契約者配当金		○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第12節　その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第15条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第16条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

３．払戻金

（解約払戻金）

第17条　解約払戻金は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

　　解約払戻金はありません。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

死亡給付金額と同額とします。

② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（災害入院一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

４．他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

（他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第18条　保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときには、本条の取扱を行いません。

(2) 更新後のこの保険契約の災害入院一時金額は、他の保険契約の災害入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

（他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則）

第19条　保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。

ア．他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき

イ．他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき

(2) 変更後のこの保険契約の災害入院一時金額は、他の保険契約の災害入院一時金額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

(3) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、変更後契約の保険期間中の入院についてのみ適用されるものとします。

(4) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

５．団体保険の災害入院一時金特約等から加入する場合の特則

（団体保険の災害入院一時金特約等から加入する場合の特則）

第20条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、災害入院一時金特約または家族災害入院一時金特約（以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③ 第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の災害入院一時金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または一時金等を不法に取得する目的または他人に一時金等を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または災害入院一時金等を不法に取得する目的または他人に災害入院一時金等を不法に取得させる目的があったものとします。

(3) 第２条（災害入院一時金の支払）第２項の規定は適用しません。

備考

１．治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院は該当しません。

２．入院日数が１日

「入院日数が１日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

無配当手術保障保険（無解約払戻金型）（００２)普通保険約款

2024年12月２日実施

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 手術給付金

被保険者が保険期間中に、所定の手術を受けたときにお支払いします。

(2) 放射線治療給付金

被保険者が保険期間中に、所定の放射線治療を受けたときにお支払いします。

(3) 死亡給付金

この保険契約の保険期間が終身の場合、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに、お支払いします。

(4) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

2．給付金の支払および免責事由

（手術給付金および放射線治療給付金の支払）

第２条　この保険契約において支払う手術給付金および放射線治療給付金は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
手術給付金	入院治療手術給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（総則別表１）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの(1)から(3)までのすべてを満たす手術を受けたとき (1) 病院または診療所における入院（総則別表５）をし、その入院中に受けた手術 (2) 手術の直接の原因となった疾病または傷害が入院の原因となった疾病または傷害と同一かまたは医学上重要な関係があること (3) つぎのア．からエ．までのいずれかに該当する手術 ア．公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）によって手術料の算定対象として列挙されている手術（ただし、次項第１号に定める手術を除きます。） イ．先進医療（総則別表21）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（ただし、次項第３号に定める手術を除きます。なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。） ウ．公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（総則別表22） エ．責任開始期の属する日から起算して１年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（総則別表23）	手術１回につき、 入院治療手術給付金額	被保険者
	外来手術給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（総則別表１）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの(1)から(3)までのすべてを満たす手術を受けたとき (1) 病院または診療所（総則別表５）において受けた手術 (2) つぎのア．からエ．までのいずれかに該当する手術 ア．公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）のうち医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術（ただし、次項第２号に定める手術を除きます。） イ．先進医療（総則別表21）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（ただし、次項第４号に定める手術を除きます。なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。） ウ．公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）のうち医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（総則別表22） エ．責任開始期の属する日から起算して１年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（総則別表23） (3) 入院治療手術給付金の支払事由に該当しない手術	手術１回につき、 外来手術給付金額	

名称	支払事由	支払金額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故（総則別表１）その他の外因による傷害の治療を直接の目的として、病院または診療所（総則別表５）において、つぎのいずれかの診療行為（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）によって放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（ただし、血液照射を除きます。） (2) 先進医療（総則別表21）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（ただし、診断および検査を目的とした診療行為を除きます。）	放射線治療１回につき、 入院治療手術給付金額と同額	被保険者

② 前項に規定する給付対象から除外する手術は、つぎのとおりとします。

対象となる規定	給付対象から除外する手術
(1) 入院治療手術給付金の支払事由(3)ア. (2) 外来手術給付金の支払事由(2)ア.	ア．創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．鼓膜切開術 オ．骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 カ．鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 キ．鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術 ク．眼球または眼球付属器についてのつぎの手術 ａ．麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眥切開術 ｂ．睫毛電気分解術（毛根破壊） ｃ．角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術 ケ．抜歯手術 コ．涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術 サ．皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 シ．魚の目、タコ手術（鶏眼・胼胝切除術） ス．巻き爪手術（陥入爪手術）
(3) 入院治療手術給付金の支払事由(3)イ.	ア．第１号に定める手術に相当する手術
(4) 外来手術給付金の支払事由(2)イ.	ア．歯、義歯または歯肉の手術 イ．第２号に定める手術に相当する手術

（手術給付金および放射線治療給付金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、手術給付金または放射線治療給付金を支払いません。

名称	免責事由
手術給付金 放射線治療給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（手術給付金および放射線治療給付金の支払に関する補則）

第４条　被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術または放射線治療を受けた場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内に受けた手術または放射線治療について、つぎのア．またはイ．のいずれかに該当するときは、その手術または放射線治療は、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱い

ます。

ア．保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ａ．責任開始期前に医師の診療を受けたことがないとき

ｂ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がないとき

ｃ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がないとき

(2) 責任開始期の属する日から起算して２年を経過した後に手術または放射線治療を受けたときは、その手術または放射線治療は、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

② 被保険者が第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）第１項に定める入院治療手術給付金の支払事由の(3)および外来手術給付金の支払事由の(2)中、造血幹細胞の採取手術を受けた場合には、疾病の治療を直接の目的とする手術とみなし、第２条の規定を適用して手術給付金を支払います。ただし、責任開始期の属する日から起算して１年を経過した日以後に受けた手術にかぎります。

③ 第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）第１項に定める外来手術給付金の支払事由の(2) 中、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術には、公的医療保険制度にもとづく歯科診療報酬点数表（総則別表20）により手術料が算定された手術であっても、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術は含みます。

④ 被保険者が同時に２種類以上の手術をあわせて受けた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も支払金額の多いいずれか１種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。

⑤ 被保険者が１つの手術を２日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が１日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（入院治療手術給付金に該当する手術および外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日）についてのみ手術を受けたものとします。

⑥ 被保険者が一連の治療過程で複数回実施しても診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が１回のみ算定されるものとして定められる区分番号（先進医療の場合、同一の種類の先進医療とします。以下本条において同様とします。）にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を２回以上受けた場合は、第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）第１項の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も支払金額の多いいずれか１回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなして本項の規定を適用します。

⑦ 被保険者が同時に２種類以上の放射線治療をあわせて受けた場合または同一の日に複数の放射線治療を受けた場合には、第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）第１項の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いずれか１種類の放射線治療を受けたものとみなして取り扱います。

⑧ 被保険者が放射線治療を複数回受けた場合には、第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）第１項の規定にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。

⑨ 保険契約者が法人のときは、第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）第１項の規定にかかわらず、手術給付金および放射線治療給付金の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。

⑩ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により手術または放射線治療を受けた場合でも、その原因により手術または放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、手術給付金または放射線治療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（死亡給付金の支払）

第５条　この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	この保険契約の保険期間が終身で、かつ、保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡したとき	外来手術給付金額 × 2	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第６条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意

（死亡給付金の支払に関する補則）

第７条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

②　死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

③　死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡し免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金に相当する金額を保険契約者に支払います。

④　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険契約の消滅）

第８条　被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第９条　給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

②　給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その給付金を請求してください。

給付金の名称	請求書類別表の番号
手術給付金	(①－８)
放射線治療給付金	
死亡給付金	(①－１)

③　給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機

関または裁判所に対する照会　　120日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第10条　この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 前項の保険料の払込免除事由の(1) については、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
(2) 前項の保険料の払込免除事由の(2) については、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾したとき（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当するとき
ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第11条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
高度障害状態（総則別表２）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

保険料の 払込免除事由	免責事由
身体障害状態 （総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。
(1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第12条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第９条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第13条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目		適用する 規定	適用しない 規定
第１節　用語の定義		○	
第２節　会社の責任開始期		○	
第３節　保険料の払込		○	
第４節　保険契約の解除等		○	
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更		○
第６節　保険契約の更新		○	
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更		○	
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第９節　契約者配当金		○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第12節　その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第14条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

２．解約

（解約）

第15条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　保険契約の解約をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

３．払戻金

（解約払戻金）

第16条　解約払戻金は、つぎのとおりとします。

(1) 保険料払込期間中

　　解約払戻金はありません。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

　　死亡給付金額と同額とします。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第９条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

４．特別条件を付加する場合の特則

（特別条件を付加する場合の特則）

第17条　この保険契約を締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の１つまたは２つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

　　この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの保険契約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

　　この方法による場合には、この保険契約を締結する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または総則別表16に定める身体部位のうちこの保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（総則別表４に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする手術および放射線治療については、第２条（手術給付金および放射線治療給付金の支払）の規定は適用しません。

②　前項の規定により特別条件が付加された場合、この保険契約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

　　更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

　　更新前の保険契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新するものとします。

③　第１項の規定により特別条件が付加された場合、第１項の特別条件を保険契約者が承諾したとき（割増保険料の払込が必要な場合は、会社がその第１回分を受け取ったとき）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約者が、第１項の特別条件を承諾する際に、とくに申し出た場合には、保険契約者が承諾した時（割増保険料の払込が必要な場合で、承諾した後に、会社にその第１回分を払い込んだときは、その払い込んだ時）を保険契約上の責任開始期とすることができます。

④　前項の規定にかかわらず、保険契約者が第１項の特別条件を付加した保険契約の申込をした場合には、会社がその申込を承諾したとき（割増保険料の払込が必要で、かつ、承諾した後に会社がその第１回分を受け取った場合は、その第１回分を受け取ったとき）に、会社は、責任開始期から保険契約上の責任を負います。

５．法令等の改正に伴う支払事由の変更

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第18条　会社は、診療報酬点数表（総則別表20）の改正により手術料、輸血料または放射線治療料の算定される手術

または放射線治療の種類が変更される場合等この保険の給付にかかわる公的医療保険制度の改正が行われた場合または先進医療（総則別表21）の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。

③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の２か月前までに保険契約者にその旨通知します。

④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の２週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 第２項の支払事由の変更を承諾する方法

(2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法

⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第２号の方法を指定されたものとみなします。

６．他の保険契約から更新または保険期間終身の保険契約に変更する場合の特則

（他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第19条　保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の更新の際に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときには、本条の取扱を行いません。

(2) 更新後のこの保険契約の入院治療手術給付金額および外来手術給付金額は、つぎに定める金額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

ア．入院治療手術給付金額
　他の保険契約の入院時手術給付金の２倍に相当する金額または入院治療手術給付金の金額

イ．外来手術給付金額
　他の保険契約の外来手術給付金の金額

(3) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険契約の更新の規定を準用します。

（他の保険契約から保険期間終身のこの保険契約に変更する場合の特則）

第20条　保険契約者は会社の定めるところにより、他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約を保険期間終身のこの保険契約に変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) つぎの場合には、本条の取扱を行いません。

ア．他の保険契約の保険料の払込が免除されているとき

イ．他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるとき

(2) 変更後のこの保険契約の入院治療手術給付金額および外来手術給付金額は、つぎに定める金額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。

ア．入院治療手術給付金額
　他の保険契約の入院時手術給付金の２倍に相当する金額または入院治療手術給付金の金額

イ．外来手術給付金額
　他の保険契約の外来手術給付金の金額

(3) 本条にとくに定めのないかぎり、総則規定に定める保険期間が終身の保険契約への変更の規定を準用します。

７．団体保険の手術特約等から加入する場合の特則

（団体保険の手術特約等から加入する場合の特則）

第21条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、手術特約または家族手術特約（以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③ 第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の手術給付金または放射線治療給付金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日から起算して１年以内に総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を受けたときは、１年を経過した日以後に造血幹細胞の採取手術を受けたものとみなして取り扱います。

(3) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または給付金を不法に取得する目的また

は他人に給付金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的があったものとします。

備考

1．治療を直接の目的とする手術・放射線治療

「治療を直接の目的とする手術・放射線治療」には、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術・放射線治療などは該当しません。

2．医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
(2) 妊娠高血圧症候群とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

保険組立特約

2020年4月1日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者が同一である１または２以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

（用語の定義）

第１条　この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金（額）等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

（特約の締結）

第２条　この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす１または２以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

②　前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。

(2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

（指定契約の資格）

第３条　指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

(1) 会社の定める主契約であること

(2) 各指定契約の保険契約者が同一であること

(3) 各指定契約の契約基準日が同一であること

(4) 各指定契約の第２回以後の保険料の払込方法（経路）は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと

(5) １回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

（指定契約の指定または追加）

第４条　保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

(1) 被指定組立特約の締結時
　　指定契約の指定

(2) 被指定組立特約の締結後
　　指定契約の追加

②　指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－９）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

（追加指定契約の契約日）

第５条　追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

(1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
　追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
(2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
　追加指定契約の責任開始日

② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。

③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
(1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
(2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。

④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

（指定契約の保険料の払込）

第６条　月払の各指定契約の第２回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。
(1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
(2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。

② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
(1) 給付金等の支払事由が生じた場合
　支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
(2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
　未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。

③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。

④ つぎの各号により指定契約の保険料が第３条（指定契約の資格）第５号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
(1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
(2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
(3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
(4) 指定契約の撤回が行われたとき
(5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき

⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第３条（指定契約の資格）第５号の要件を満たさなくなる場合、前項第２号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
(1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
(2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
(3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
(4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

（指定契約の失効）

第７条　すべての指定契約が効力を失った場合（無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合で、保険契約の型がⅢ型のときに終身生活介護年金支払開始日以後に保険契約が効力を失ったときを含みます。）には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（指定契約の復活）

第８条　前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。
(1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
(2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
(3) 第１号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。

② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。）を同時に復活することを要します。

③ 第１項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

（指定契約の保険料の振替貸付）

第９条　指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
(2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、保険料の払込に充当するものとします。

（指定契約の撤回）

第10条　保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。
②　指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
③　指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－９）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
④　指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

（特約の解約）

第11条　すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

（特約の解約払戻金）

第12条　この特約には、解約払戻金はありません。

（特約の消滅）

第13条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
(1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
(2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

（保険契約者の変更）

第14条　指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。
(1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
(2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
②　前項第２号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
(1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
(2) 変更後の指定契約は、第３条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

（契約者配当金）

第15条　この特約には、契約者配当金はありません。

（追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱）

第16条　追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。
②　特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
(1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
(2) 第５条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第３条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
③　特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
④　特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第２項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

（指定契約が更新される場合の取扱）

第17条　指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。
②　前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
③　更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

リビング・ニーズ特約

2025年５月１日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約の死亡保険金額の全部または一部について、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

②　前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　前２項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

④　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合
　　主契約の責任開始期

(2) 第２項の規定によりこの特約を付加した場合
　　主契約の更新時

(3) 前項の規定によりこの特約を付加した場合
　　会社がこの特約の付加を承諾した時

⑤　この特約を主契約に付加した場合には、会社は、保険契約者に通知します。

（特約保険金の支払）

第２条　この特約において支払う特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支　払　金　額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約保険金	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算した、別表１に定める書類が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

（特約保険金の支払に関する補則）

第３条　前条の規定にかかわらず、別表１に定める書類が会社に到着しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前１年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。

②　主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

③　主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

④　前項の規定により減額されたときは、保険契約者に通知します。

⑤　特約保険金を支払う前に、主約款の規定による保険金（主契約に付加した重度ガン前払特約の特約保険金を含みます。）の請求を受け、その保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。

⑥　主約款の規定による保険金が支払われたときは、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑦　被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因により特約保険金の支払

事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑧　特約保険金を支払う際に、主約款の規定による保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第４条　特約保険金を請求するときは、被保険者は、別表１に定める書類を提出してください。

②　被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎのいずれかの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、別表１に定める書類および特別な事情を示す書類等を提出して、被保険者の代理人として特約保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

③　前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前項第１号および第２号のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

④　第２項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑤　特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

⑥　特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　　第２号もしくは前号に定める事項、主約款に定める重大事由による解除の対象となる反社会的勢力その他に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは指定代理請求人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

⑦　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第５項および前項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑧　第６項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑨　第６項または第７項に掲げる事項の確認を行う場合、その特約保険金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込）

第５条　この特約は保険料の払込を要しません。

（特約の失効）
第６条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活および繰下復活）
第７条　主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款の復活または繰下復活の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務違反による解除）
第８条　告知義務違反による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（重大事由による解除）
第９条　重大事由による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（特約の解約）
第10条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
②　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）
第11条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
(1) 第２条（特約保険金の支払）の規定により特約保険金が支払われたとき
(2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
(3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

（特約の復旧）
第12条　主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）
第13条　この特約には解約払戻金はありません。

（指定代理請求人の指定または変更）
第14条　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第４条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第２項第１号または第２号のいずれかに該当する者であることを要します。
②　指定代理請求人の指定または変更をするときは、保険契約者は、別表１に定める書類を会社に提出してください。

（契約者配当金）
第15条　この特約に対する契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）
第16条　特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）
第17条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）
第18条　主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合で、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときは、払済養老保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）

第19条　主契約に定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、特約の型がⅡ型の介護特約（以下本条において「介護特約」といいます。）、特約の型がⅡ型の介護保障特約（以下本条において「介護保障特約」といいます。）、年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払介護保障特約」といいます。）（以下「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、特定疾病保障定期保険特約、介護特約、介護保障特約、年金払定期保険特約および年金払介護保障特約については、各特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前１年間は、本条の規定を適用しません。

(1) 第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とします。

(2) 第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

(3) 特約保険金の支払にあたっては、つぎのとおり取り扱います。

ア．第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項から第８項までの規定を準用します。

イ．生存給付金付定期保険特約の場合には、同条第３項の規定は、「特約死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約単位生存給付金額は、特約死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

ウ．年金払定期保険特約および年金払介護保障特約の場合には、同条第３項の規定は、「年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約年金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

(4) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加され、特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

(5) 主契約に介護特約または介護保障特約が付加され、介護特約または介護保障特約の介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

(6) 主契約に年金払介護保障特約が付加され、年金払介護保障特約の特約介護年金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

（主契約に年金払定期保険特約または年金払介護保障特約が付加されている場合の特則）

第20条　主契約に年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払特約」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特約保険金の請求（死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定される場合にかぎります。）の際に特約保険金の受取人から申出があったときは、年金払特約のこの特約の特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額を第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額に合算せず、前条第２号の規定を適用します。この場合、年金払特約は、前条第３号ウ.の規定にかかわらず、特約年金額を減額せずに継続するものとします。

(2) 前号の規定により年金払特約が継続する場合、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額され、年金払特約の特約年金額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、年金払特約の特約年金額は減額されないものとします。

（主契約に介護保障特約等、災害割増特約等または災害入院特約等が付加されている場合の特則）

第21条　主契約につぎの介護保障特約等、災害割増特約等、災害入院特約等（以下本条において、それぞれ「介護保障特約等」、「災害割増特約等」、「災害入院特約等」といいます。）または通院特約が付加されている場合には、第２項から第４項のとおり取り扱います。

(1) 介護保障特約等

介護保障特約、介護特約または年金払介護保障特約（特約の型がⅠ型である場合にかぎります。）

(2) 災害割増特約等

災害割増特約または傷害特約

(3) 災害入院特約等

災害入院特約、疾病保障特約、成人病保障特約、女性特定疾病入院特約、ガン特約、ガン特約（無制限型）、生活習慣病入院特約、女性入院特約、入院一時金特約、終身災害入院特約、終身疾病保障特約、終身女性特定疾病入

院特約、終身ガン特約、終身ガン特約（無制限型）、終身生活習慣病入院特約、終身女性入院特約、ファミリー災害入院特約またはファミリー疾病保障特約

② 災害入院特約等または通院特約が第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) 特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は災害入院特約等の有効中の入院とみなします。

(2) 通院特約の保険期間中に入院給付金の支払われる入院をしている場合、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで通院期間中（入院中の場合、その入院の退院後の通院期間中）の通院は、通院特約の有効中の通院とみなします。

③ 被保険者が会社所定の要介護状態（要介護状態を含みます。以下本項において同様とします。）に該当し、会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日を経過するまでの間にこの特約の特約保険金の支払事由が生じて介護保障特約等が第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅した場合には、この特約の特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要介護状態は、介護保障特約等の保険期間中の会社所定の要介護状態とみなして介護保障特約等の介護保険金および介護年金の支払に関する規定を適用します。

④ 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額され、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額は減額されないものとします。

（主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合の特則）

第22条　主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合で、保険金削減法が適用され、削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に、特約保険金の請求日における特別扱保険契約特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から６か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。

（５年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合の特則）

第23条　この特約を５年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部が年金保障または介護保障に移行されたときは、この特約は消滅します。

(2) 特約保険金が支払われるときは、増加生存保険については、つぎのとおり取り扱います。

ア．第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときは、増加生存保険は消滅します。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。

イ．第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額されたときは、増加生存保険についても同時に同じ割合だけ減額されたものとします。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。

(3) 特約保険金が支払われるときは、増加終身保険については、つぎのとおり取り扱います。

ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および増加終身保険の死亡保険金額を合算した金額とします。

イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および増加終身保険の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および増加終身保険の死亡保険金額から指定されたものとします。

ウ．特約保険金の支払にあたっては、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項から第８項までの規定を準用します。

（５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（Ⅰ型）に付加する場合の特則）

第24条　この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（Ⅰ型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第１号および第２号の規定にかかわらず、つぎ

のとおり取り扱います。

ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とし、主契約の死亡保険金額（主契約が５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）または個人年金保険（Ⅰ型）の場合は、死亡給付金額）は含めません。

イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合の特則）

第25条　この特約を５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、無配当災害割増保障付定期保険特約とあわせて付加することを要します。

(2) 第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、無配当災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。

(3) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第１項中「主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前１年以内」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

(4) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定については、「無配当災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金額は、指定保険金額と同額だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

(5) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約条項」と読み替えます。

(6) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「無配当災害割増保障付定期保険特約が解約その他の事由により消滅したとき」と読み替えます。

(7) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合の特則）

第26条　この特約を５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合、特約保険金の支払にあたっては、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定は、「死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、単位生存給付金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

（５年ごと利差配当付終身介護保障保険等に付加する場合の特則）

第27条　この特約を５年ごと利差配当付終身介護保障保険、５年ごと利差配当付終身介護保険または終身介護保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「定期保険特約ならびに介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第１号および第２号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡給付金の金額は含めません。

イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（指定代理請求人に関する特則）

第28条　この特約を付加する場合、つぎの主契約または特約の指定代理請求人または被保険者の代理人は、この特約の指定代理請求人と同一とします。

(1) 主契約
ア．５年ごと利差配当付終身介護保険
イ．終身介護保険
ウ．５年ごと利差配当付終身介護保障保険
(2) 特約
ア．特定疾病保障定期保険特約
イ．介護特約
ウ．無配当介護初期給付特約
エ．介護保障移行特約
オ．ガン特約
カ．ガン特約（無制限型）
キ．終身ガン特約
ク．終身ガン特約（無制限型）
ケ．無配当ガン保障特約
コ．ガン保障特約
サ．介護保障特約
シ．無配当介護保障初期給付特約
ス．年金払介護保障特約

（無配当医療保険に付加する場合の特則）

第29条　この特約を無配当医療保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約は、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。
(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。
(3) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。
(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。
(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第１号および第２号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡保険金の金額は含めません。
イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第30条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項、第５項および第６項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
(2) 第１条（特約の締結および責任開始期）第５項、第７条（特約の復活および繰下復活）第２項、第８条（告知義務違反による解除）、第９条（重大事由による解除）、第16条（管轄裁判所）および第17条（主約款の規定の準用）中「主契約の普通保険約款」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
(3) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第８項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

（無配当選択緩和型終身保険または無配当選択緩和型定期保険に付加する場合の特則）

第31条　この特約が無配当選択緩和型終身保険または無配当選択緩和型定期保険に付加されている場合、削減期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。ただし、無配当選択緩和型終身保険または無配当選択緩和型定期保険に支払金額変更特則が付加されているときを除きます。

（無配当収入保障保険等に付加する場合の特則）

第32条　この特約を無配当収入保障保険、保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、第２条（特約保険金の支払）ならびに第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月を

満了する日における、主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額」と読み替えます。

② この特約を無配当就業不能収入保障保険(001)、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。ただし、特約保険金の請求日から６か月間にかぎります。

(1) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態とみなします。

イ．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなします。

(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額されたときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態により支払われる年金月額または給付金月額は減額されないものとします。

イ．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院により支払われる給付金額は減額されないものとします。

（受取人の変更）

第33条　この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第34条　この特約の特約保険金を支払う場合には、主約款または特約条項の年払および半年払の保険契約における取扱に関する規定は適用しません。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）

第35条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第４条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第５項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

（無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕等に付加する場合の特則）

第36条　この特約をつぎの各号に定めるいずれかの特則が付加されている無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕、無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕または無配当10大疾病保障保険〔Ⅱ型〕（以下本条において「本則」といいます。）に付加する場合には、第２項および第３項のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(2) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(3) 10大疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(4) 生存給付金特則

② 第２条（特約保険金の支払）ならびに第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項に定める死亡保険金額は、本則の死亡保険金額ならびに前項に定める特則の死亡給付金額および死亡保険金額（以下「特則の死亡給付金額等」といいます。）を合算した金額とします。

③ 第２条（特約保険金の支払）ならびに第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額等の割合に応じて、本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額等から指定されたものとします。

（無配当逓増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則）

第37条　この特約が無配当逓増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加されている場合、逓増期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。

別表１　請求書類

(1) 特約保険金の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．特約保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
２．特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．指定代理請求人の指定または変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

指定代理請求特約

2025年4月1日改正

（特約の締結）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

ア．被保険者が受取人に指定されている保険金

イ．被保険者が受け取ることとなる保険金

ウ．被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

②　被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

（指定代理請求人の指定および変更）

第３条　この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で１人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第２号から第４号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者。以下同様とします。）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族

(2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者

(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(4) その他第２号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者

②　保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

③　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

④　指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表１に定める書類を会社に提出してください。

（指定代理請求人による保険金等の請求）

第４条　保険金等の受取人が保険金等または保険料の払込免除を請求できないつぎのいずれかの特別な事情があると会社が認めたときは、前条の規定により保険契約者が指定または変更した指定代理請求人が、別表１に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求できます。

(1) 傷害または疾病により保険金等または保険料の払込免除の請求を行う意思表示が困難であること

(2) 傷病名の告知を受けていないこと

(3) その他第１号または前号に準じる状態であること

②　指定代理請求人が前項の請求をする場合、指定代理請求人はその請求時において前条第１項に定める範囲内であることを要します。

③　第１項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④　本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者

(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

⑤　指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

（指定代理請求人への解除通知）

第５条　この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代

理請求人に通知することがあります。
(1) 告知義務違反による解除
(2) 重大事由による解除

（特約を付加した場合の取扱）

第６条　この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

②　保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第７条　この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第８条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人とします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第９条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第４条（指定代理請求人による保険金等の請求）第５項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

(2) 第５条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第６条（特約を付加した場合の取扱）第３項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

第１０条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、被保険者と保険契約者が同一人のときは、第２条（特約の対象となる保険金等）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 会社の定める主契約の普通保険約款（主契約の各普通保険約款を含みます。）または主契約に付加されたその他の特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項により被保険者が受取人と定められた保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

」

別表１　請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
１．保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1．指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

保険料口座振替扱特約

2025年５月１日改正

（特約の適用）

第１条　この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

②　この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

（保険料率）

第２条　この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

②　前項の規定にかかわらず、この特約が付加された５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、無配当災害死亡保障付積立保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

③　第１項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

（保険料の払込）

第３条　保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

②　前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

③　第１項または第２項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。

④　第１項または第２項の規定により同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。

⑤　保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）

第４条　会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

(1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。

(2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第１項または第２項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

(3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

②　本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第３項から第５項までの規定を準用します。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

第５条　第３条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。

②　前条第１項第１号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第１号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。

③　前条第１項第２号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第１項第２号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第１項の規定を適用します。

④　前条第１項第３号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第１項第３号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。

⑤　第１項から第３項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第６条　保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

②　第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第１項第１号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。

③　保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。

④　提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。

⑤　会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第７条　つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき
(2)　主契約が失効したとき
(3)　保険料の振替貸付が行われたとき
(4)　保険料の払込を要しなくなったとき
(5)　保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
(6)　第１条（特約の適用）第２項の条件を満たさなくなったとき
(7)　第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第５項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第８条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第９条　第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第１条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第１回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

(1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
(2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき

②　指定口座から振り替えられるべき第１回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第３条（保険料の払込）第１項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
(2) この特約の第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第６条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第７条（特約の消滅）の規定は適用しません。

③　第１回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第１回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

④　第１項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第１回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

(1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。

(2) 追加指定契約の第１回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。

(3) 追加指定契約の契約日から第１回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。

ア．給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第１回保険料を差し引きます。

イ．前ア．の場合、支払うべき金額が差し引くべき第１回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。

ウ．保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込んでください。この第１回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

エ．会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

第10条　保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第１項第１号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。

(2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。

(3) 第１号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行います。

②　前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第５項の規定を準用します。

③　保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第11条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を１契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第12条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（保険料率）第３項の規定は「第１項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。

(2) 第３条（保険料の払込）第１項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第２項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(4) 第８条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(5) 第９条（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第１項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第１条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(6) 会社の定める保険料払込免除特約等を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第９条（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第２項および第４項の規定を準用します。

（契約日の特則）

第13条　保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾し

たときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。
(1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。
(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

集団月払特別取扱特約

2025年５月１日改正

（特約の締結）

第１条　この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること

(2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

（契約日の特則）

第２条　この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

②　保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

③　第１項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

（保険料の払込方法（回数）および保険料率）

第３条　保険料は毎月払とします。

②　この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第１号の場合は準団体扱保険料率、第２号の場合は個人扱の保険料率とします。

(1) ５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第１条（特約の締結）第１号または第２号の条件を満たすとき

(2) ５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第１条（特約の締結）第１号および第２号の条件を満たさないとき

③　前項の規定にかかわらず、５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

④　準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第２項第１号に該当しなくなった時から３か月を経過しても第２項第１号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

（保険料の払込）

第４条　第２回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

②　前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

（保険料の振替貸付）

第５条　主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

（特約の失効）

第６条　つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき

(2) 第１条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から３か月を経過しても10名以上に復さないとき

(3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき

②　前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

（契約者配当金の割当および支払）

第７条　この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）

第８条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第９条　この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第７条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第１回保険料の払込に関する特則）

第10条　第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第１回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとします。

(2) 第１回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第１回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとします。

(3) 第１号および前号以外の場合には、第１回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第１回保険料の払込があったものとします。

②　前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第２条（契約日の特則）第１項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。

(1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。

ア．保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）

イ．保険組立特約条項第２条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）

(2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月１日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。

ア．保険組立特約条項第２条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）

(3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第１回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。

(4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第１回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。

ア．給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第１回保険料を差し引きます。

イ．前ア．の場合、支払うべき金額が差し引くべき第１回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。

ウ．保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込んでください。この第１回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。

エ．当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

③　第１項および前項の場合、第４条（保険料の払込）第２項の規定を準用します。

④　第１項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第11条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（契約日の特則）第１項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。」と読み替えます。

(2) 第２条（契約日の特則）第３項、第７条（契約者配当金の割当および支払）および第８条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第５条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

団体月払特別取扱特約

2025年５月１日改正

（特約の締結）

第１条　この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者にかぎります。以下同様とします。）が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること

(2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

（契約日の特則）

第２条　この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

②　保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

③　第１項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

（保険料の払込方法（回数）および保険料率）

第３条　保険料は毎月払とします。

②　この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第１号または第２号の場合は団体扱保険料率、第３号の場合は準団体扱保険料率、第４号の場合は個人扱の保険料率とします。

(1) ５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第１条（特約の締結）第１号もしくは第２号に規定する人数が20名以上のとき、または、第１条（特約の締結）第１号および第２号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき

(2) 団体の事業所が２つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか１事業所において前号の条件を満たすとき

(3) ５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第１条（特約の締結）第１号または第２号に規定する人数が10名以上20名未満のとき

(4) ５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第１条（特約の締結）第１号および第２号の条件を満たさないとき

③　前項の規定にかかわらず、５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

④　団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第２項第１号および第２号のいずれにも該当しなくなった時から６か月を経過しても第２項第１号または第２号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。

⑤　準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第２項第３号の人数が10名未満となった時から３か月を経過しても第２項第３号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

（保険料の払込）

第４条　第２回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

②　前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

（保険料の振替貸付）

第５条　主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

（特約の失効）

第６条　つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき

(2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第３条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第２項第１号および第２号のいずれにも該当しなくなった時から６か月を経過した時に、第１条（特約の締結）第１号お

よび第２号のいずれの条件も満たしていないとき
(3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第１条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から３か月を経過しても10名以上に復さないとき
(4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき
② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

（契約者配当金の割当および支払）
第７条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）
第８条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）
第９条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第７条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第１回保険料の払込に関する特則）
第10条 第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 第１回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第１回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとします。
(2) 第１回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第１回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとします。
(3) 第１号および前号以外の場合には、第１回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第１回保険料の払込があったものとします。
② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第２条（契約日の特則）第１項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
(1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
ア．保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
イ．保険組立特約条項第２条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
(2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月１日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
ア．保険組立特約条項第２条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
(3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第１回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
(4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第１回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
ア．給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第１回保険料を差し引きます。
イ．前ア．の場合、支払うべき金額が差し引くべき第１回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
ウ．保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込んでください。この第１回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
エ．当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

③　第１項および前項の場合、第４条（保険料の払込）第２項の規定を準用します。
④　第１項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第11条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（契約日の特則）第１項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。」と読み替えます。

(2) 第２条（契約日の特則）第３項、第７条（契約者配当金の割当および支払）および第８条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第５条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表

1．不慮の事故

2．高度障害状態

3．身体障害状態

4．感染症

5．病院または診療所および入院

12．悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

13．会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態

14．公的介護保険制度または要介護３以上、要介護２以上および要介護１以上

16．身体部位一覧表

17．異常分娩

19．公的医療保険制度

20．診療報酬点数表

21．先進医療

22．造血幹細胞移植術

23．造血幹細胞の採取手術

24．薬物依存

51．睡眠時無呼吸

「保険組曲ＢｅｓｔＭＹＷＡＹ」の場合、適用されることのない規定については、記載を省略しています。

別表

1．不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

①　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

②　除外する事故

項目	除外する事故
1．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2．高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥ １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦ １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

3．身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
② １眼の視力を全く永久に失ったもの
③ １上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
④ １下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
⑤ １手の５手指を失ったかもしくは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
⑥ 10足指を失ったもの
⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2．および3．の備考

① 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

② 眼の障害（視力障害）

A 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
C 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

③ 言語またはそしゃくの障害

A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。
ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

④ 耳の障害（聴力障害）

A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑤ 上・下肢の障害

A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑥ 脊柱の障害

A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

⑦　手指の障害

A　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

B　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧　足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

４．感染症

対象となる感染症とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものにかぎります。）	U04

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるつぎのいずれかに該当する場合は、対象となる感染症に含みます。なお、つぎのいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、対象となる感染症に含めません。

(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症

(2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症

(3) 指定感染症

５．病院または診療所および入院

①　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

A　医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。

B　前Ａの場合と同等の日本国外にある医療施設

②　入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前①に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③　つぎの保険種類の場合は、前①および前②の規定について柔道整復師に関する規定は適用しません。

A　無配当女性入院保険

B　無配当女性特定疾病入院保険

C　無配当ガン保険、無配当ガン入院保険

D　無配当生活習慣病入院保険
E　無配当女性入院一時金保険
F　無配当生活習慣病入院一時金保険
G　無配当特定疾病治療保険、無配当特定疾病・疾病障害保険、無配当10大疾病保障保険
H　無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
I　無配当選択緩和型７大疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
J　無配当就業不能収入保障保険(001)。ただし、不慮の事故による場合を除きます。
K　無配当保険料払込免除特約2020、無配当保険料払込免除特約2020Ｓ
L　無配当産前産後ケア保障付特定医療保険
M　無配当ガン治療保険、無配当選択緩和型ガン治療保険

12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Aにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Bの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A　対象となる悪性新生物の定義

定　義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌（D00～D09)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。)

B　対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
○消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
○骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
○皮膚の悪性黒色腫	C43
○中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
○性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D47.5

C　上記Bにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／３・・・・・悪性、原発部位
／６・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／９・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学　第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Ｂおよび前Ｃに該当するものとみなして取り扱います。

②　急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

Ａ　対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾　病　の　定　義
１．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
２．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

Ｂ　対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
１．急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(Ｉ20～Ｉ25)のうち	
	・急性心筋梗塞	Ｉ21
	・再発性心筋梗塞	Ｉ22
２．脳卒中	○脳血管疾患(Ｉ60～Ｉ69)のうち	
	・くも膜下出血	Ｉ60
	・脳内出血	Ｉ61
	・脳梗塞	Ｉ63

③　上皮内新生物等

対象となる上皮内新生物等とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

Ａ　対象となる上皮内新生物等の定義

定　義
悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（Ｃ44）

B　対象となる上皮内新生物等の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
ア　上皮内癌	
○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）中の	
・口腔、食道及び胃の上皮内癌	D00
・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌	D01
・中耳及び呼吸器系の上皮内癌	D02
・上皮内黒色腫	D03
・皮膚の上皮内癌	D04
・乳房の上皮内癌	D05
・子宮頚（部）の上皮内癌	D06
ただし、つぎに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頚（部）上皮内腫瘍〔ＣＩＮ〕，異型度Ⅲ	
・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔ＶＩＮ〕，異型度Ⅲ	
・膣（D07.2）中の	
・膣上皮内腫瘍〔ＶＡＩＮ〕，異型度Ⅲ	
・その他及び部位不明の上皮内癌	D09
イ　皮膚癌	
○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）中の	
・皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞	C44

C　上記Bにおいて「上皮内新生物等」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学　第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

ア　上皮内癌

第５桁性状コード番号
／2・・・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、①悪性新生物のBおよびCに該当するものとみなして取り扱います。

イ　皮膚癌

第５桁性状コード番号
／3・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

13. 会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態

① 「会社所定の要介護状態」とは、つぎのＡからＣまでのいずれかに該当した場合をいいます。
Ａ ④に定める日常生活動作表の項目の１から５のうち１項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の１項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
Ｂ ④に定める日常生活動作表の項目の１から５のうち３項目が一部介助の状態に該当したとき
Ｃ ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

② 「会社所定の要生活介護状態」とは、つぎのＡまたはＢのいずれかに該当した場合をいいます。
Ａ ④に定める日常生活動作表の項目の１から５のうち２項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
Ｂ ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

③ 「会社所定の軽度要介護状態」とは、つぎのＡまたはＢのいずれかに該当した場合をいいます。
Ａ ④に定める日常生活動作表の項目の１から５のうち１項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
Ｂ ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

④日常生活動作表

項　目	状　態
１．歩行 （立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。
２．衣服の着脱 （眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
３．入浴 （浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
４．食物の摂取 （眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

項　目	状　態
5．排泄 （排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

⑤　「器質性認知症による会社所定の状態」に該当したとき

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

13. ⑤の備考

①　器質性認知症

A　「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ　正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B　前Aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

ア　「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F00
○血管性認知症	F01
○ピック病の認知症	F02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
○ハンチントン病の認知症	F02.2
○パーキンソン病の認知症	F02.3
○ヒト免疫不全ウィルス［HIV］病の認知症	F02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
○詳細不明の認知症	F03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の ・神経系のその他の明示された変性疾患 （ただし、レヴィ小体（型認知症）（病）にかぎります。）	G31.8

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

イ　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

②　意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、そ

の障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③　見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのＡからＣまでのいずれかに該当する場合をいいます。

Ａ　時間の見当識障害
　季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

Ｂ　場所の見当識障害
　今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

Ｃ　人物の見当識障害
　日頃接している周囲の人の認識ができない。

14. 公的介護保険制度または要介護３以上、要介護２以上および要介護１以上

①　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年12月17日　法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

②　要介護３以上

「要介護３以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）第１条第１項に定める要介護３から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

③　要介護２以上

「要介護２以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）第１条第１項に定める要介護２から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

④　要介護１以上

「要介護１以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）第１条第１項に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

16. 身体部位一覧表

① 身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

② つぎの保険種類の場合は、前①の規定にかかわらず部位番号19（睾丸および副睾丸）および20（前立腺）の規定は適用しません。

A 無配当女性入院保険
B 無配当女性特定疾病入院保険
C 無配当女性入院一時金保険

17. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	O00～O08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
○分娩の合併症	O60～O75
○分娩（O80～O84）中の	
・単胎自然分娩（O80）中の	
・自然骨盤位分娩	O80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
・帝王切開による単胎分娩	O82
・その他の介助単胎分娩	O83
・多胎分娩	O84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患（Ａ30～Ａ49）中の	
・産科的破傷風	A34

19. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

① 健康保険法
② 国民健康保険法
③ 国家公務員共済組合法
④ 地方公務員等共済組合法
⑤ 私立学校教職員共済法
⑥ 船員保険法
⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

20. 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいい、手術、放射線治療、輸血、集中治療室管理、抗ガン剤治療・ホルモン剤治療、緩和療養、緩和ケアまたはがんゲノムプロファイリング検査を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数表をいいます。

21. 先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年９月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

22. 造血幹細胞移植術

「造血幹細胞移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的とした骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植をいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

23. 造血幹細胞の採取手術

「造血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

24. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

51. 睡眠時無呼吸

「睡眠時無呼吸」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号G47.3に規定される内容によるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の睡眠時無呼吸に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

「保険組曲ＢｅｓｔＭＹＷＡＹ」の場合、適用されることのない規定については記載を省略しています。

② その他の請求に必要な書類

「保険組曲ＢｅｓｔＭＹＷＡＹ」の場合、適用されることのない規定については記載を省略しています。

※以下の特約については各特約条項をご覧ください。

○ リビング・ニーズ特約

○ 指定代理請求特約

請求書類別表

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目		必要書類
1．死亡保険金	・死亡保険金 ・死亡給付金 ・普通死亡保険金 ・ガン死亡保険金 ・第１回の遺族年金 ・死亡一時金（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険または無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合） ・遺族給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第２回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・死亡一時金（無配当個人年金保険の場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
6．入院給付金（女性疾病入院給付金、女性特定疾病入院給付金、ガン入院給付金、生活習慣病入院給付金、入院一時金、女性入院一時金、生活習慣病入院一時金、災害入院一時金、入院一時金（女性疾病プラス）、入院一時金（７大疾病プラス）または14日継続入院給付金を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
8．手術給付金（入院時手術給付金、入院治療手術給付金、外来手術給付金、ガン手術給付金、手術給付金（女性疾病プラス）または手術給付金（７大疾病プラス）を含みます。）・放射線治療給付金（放射線治療給付金（女性疾病プラス）または放射線治療給付金（７大疾病プラス）を含みます。）		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 入院時手術給付金、入院治療手術給付金、入院治療手術給付金（女性疾病プラス）または入院治療手術給付金（７大疾病プラス）の場合は、会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、手術給付金または放射線治療給付金の受取人と同一人の場合は不要） (6) 手術給付金または放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券 (9) 災害手術給付金、災害入院時手術給付金、災害入院治療手術給付金、災害外来手術給付金または災害放射線治療給付金の場合は、不慮の事故であることを証する書類

項目		必要書類
10．特定疾病保険金等	・特定疾病保険金 ・特定疾病・疾病障害保険金 ・10大疾病保険金 ・３大疾病給付金 ・第１回の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特定疾病保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 特定疾病保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第２回以後の特定疾病年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特定疾病年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
11．介護保険金等	・介護保険金 ・第１回の介護年金 ・生活介護保険金 ・第１回の生活介護年金 ・第１回の終身生活介護年金 ・軽度介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、介護保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (5) 介護保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	・第２回以後の介護年金 ・第２回以後の生活介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・第２回以後の終身生活介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 終身生活介護年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
12．保険料の払込免除		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けたことにより請求する場合にかぎります。） (5) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (6) 被保険者の国民年金法にもとづく障害基礎年金の支給要件に該当する所定の状態に該当していることを証する書類（国民年金法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (7) 被保険者の住民票 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項目		必要書類	
1．保険契約の復活		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券	
2．解約および解約払戻金		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
3．保険契約内容の変更	・給付金額等の減額 ・払済保険への変更 ・保険料払込期間の変更 ・年金支払開始日の変更 ・年金の種類等の変更 ・保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
	・年金支払期間の変更	会社所定の請求書	
6．保険契約者の変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
7．死亡保険金等の受取人もしくは年金受取人の変更または後継年金受取人もしくは死亡払戻金受取人の指定および変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書	
		遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券または年金支払証書
9．指定契約の指定、追加および撤回		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
11．給付金等の受取人による保険契約の存続		(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類	

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

=MEMO=

太陽生命からのお願い

●つぎのようなときには、当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)まですぐお知らせください。
・ご転居、住所表示変更などのとき
・名義変更(契約者変更、受取人変更、改姓・改名等)、保険証券紛失などのとき

●当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、当社お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)までお気軽にご連絡ください。
※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

お願い

この冊子は、無選択移行にともなう大切なことがらを記載したものです。内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。
特に、

1. 保険金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料の払込免除について
3. 保険金・給付金などをお支払いできない場合について
4. 責任開始期について
5. クーリング・オフ制度について
6. 保険料の払込方法について
7. 払込猶予期間とご契約の効力について
8. 効力を失ったご契約の復活について
9. ご解約と解約払戻金について

などは、無選択移行に関してぜひご理解いただきたいことがらです。
わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

無選択移行に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター　0120-97-2111（通話無料）
営業時間　月曜～金曜　9時～18時　土曜　9時～17時
（日曜・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。

●「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

太陽生命保険株式会社
ホームページ　https://www.taiyo-seimei.co.jp/
（本社）〒103-6031　東京都中央区日本橋２丁目７番１号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
（表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。）

2025年3月作成

個-980-25-021(2025/4/3) DB000096-D1 07.04 500 N03818-3